

## 平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年12月17日（火曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 4時35分

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町財政健全化プラン（案）の自由討議

---

### ○出席委員（13名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	氏家裕治君	委員	吉田和子君
委員	斎藤征信君	委員	大淵紀夫君
委員	松田謙吾君	委員	西田・子君
委員	広地紀彰君	委員	吉谷一孝君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君
委員	及川保君	議長	山本浩平君

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主 査	本間弘樹君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（小西秀延君） 昨日に引き続き、財政健全化プランの第3章、①の白老町立健康保険病院事業の論点①から再開をしたいと思いますが、ここで委員長から昨日の自由討論のまとめと、これからの進め方について若干ご説明させていただき、皆さんからのご了承を得られればそのように進めたいと思っております。

昨日の①の議論に基づき、平成19年3月の病院の運営に関する調査特別委員会の報告について、どのように皆様が捉えているかというようなことで自由討論を行ってまいりました。19年3月の委員会報告でアの公設または民営、規模縮小、指定管理、民間移譲の多様な選択肢の検討ということで、イではその公立的役割の条件等を町への具申という形で求めた報告書となっております。その後21年にきたこぶしを併設するという町立病院の改革案が議会で承認をされ、21年からきたこぶしと町立病院の併用運営という形で進んでまいりました。その中で町立病院自体の収支は4億円以上の一般会計からの繰り出しをそのまま若干の伸びがありますが増加を続けてきたという中で、ここまでの認識は議員の皆様が一致されているということで捉えております。その後やはりこのままでは町立病院の運営が厳しいということの認識も皆様ご一致のとおりかというふうに思っております。そこで先般、白老町のほうから原則廃止という方針が打ち出され、それまでの方向性の決定機関として約1年の期間をおいて方向性を決定するということになってございます。テーマとして町立病院、1、2、3と議論の点をここに記載をさせていただいておりますが、過去の方針等の検証も皆さんからも議論を多様にいただきましたので、今後その1年間の方向性を出す期間その間に議会として町にどのようにその決定をされていく過程において議会の意見を具申していくのか、報告していくのか、その点前向きな議論で自由討論を行っていただきたいと考えております。先日の委員会の中でもさまざまな考えが出ておると思っています。それをこの自由討論の中でどのような形にすべきか、ぜひ前向きな自由討論をお願いしたいと思っておりますがそのような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしということで認めさせていただきます。

それでは今後、町に対する今後の方針を出す1年間の間の議会の対応、議会の方針をどのように打ち出していくか、その点についての議論を皆様からお願いしたいと思います。

討論をお持ちの方はどうぞ。自由討論ですので皆様のお考えをお願いしたいと思います。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今、前向きに自由討論ということで建設的にどのようにすべきか、意見を出すべきかということですよ。それは原則廃止する1年後のことを言っているのか。

原則廃止を議会ではその後どうするかというものが町からないからみんな議論されていないと思うし、きのう松田委員が余り議会が提言していろいろなことを言ってしまったら議会にはね返ってくると、そういう部分を踏まえて議論しないと、僕も一理あると思うのです。町がこういうことをしたいということに対してないわけです。僕は何も否定的な話しているわけではないのだけど、原則廃止というのは概念で議論をしているのです。具体的な議論になっていないし、議会がそれを質問してもたえられていないのです、何もないから。失礼な話、模索なのです。原則廃止の具体をちゃんと示した中で議論できると思うのです。ただ数字だけ出しても、この数字だってまだ議会で十分議論していないのです。この改革案の数字がどう判断されるかということだって曖昧な見方です。そこで、きのう松田委員の言ったようなことも僕もああそうだなとこう思っているのですが、それを今、委員長が言ったように前向きにどうすべきか提案しろということだったら、その辺のことをもうちょっと具体的に。どういうことを言っているのかちょっと僕もわからないのです。

**○委員長（小西秀延君）** 昨日、松田委員より行政が方針を決定してないのでなるべく議会としての意見は差し控えるべきだというご意見もいただいております。それも含めて19年の方針のときにも町が方針を出して議会が町の方針が決定される前にこうあるべきであろうということを出しています。打ち出さないという考え方もこれはあるかと私も考えております。そこから議論が進むべきというふうに私も思っております。最低限こういうことを守りながら方針を打ち出してほしいということも、これは委員会としては委員会報告として行政側に対して述べることはできると思っておりますので、それも町立病院に対してはしないということであればしないという決定で報告をします。最低限このようなことが考えられるということがあれば最低限そのことを報告するということで進めたいと思います。

5番、松田謙吾委員。

**○委員（松田謙吾君）** 私がきのういった含みの中にはこういうことがあるのです。まちが、今、町立病院のいっている24年度の繰り入れは4億1,500万円です。言うなれば4億1,500万円赤字だと。ところが今回町長が原則廃止からいろいろ話し合いの中で猪原院長に求めて合意したのが8,900万円です。私はずっと何回も一般質問もしているし、病院のことを質問してきたのは、私は今の8,900万円でも病院は成り立たないと思っています。私は思い切った改革というのは委託か、それから診療所もそうだし、それからもう1つは収益に対する支出、言うなれば病院収益で賄えるような町立病院体制にすべきだと、このことも私言っています。町長はそれを8,900万円で満足して合意して、これで病院は成り立つのかとこういう思いを私は持っているのです、正直言って。4億1,500万円、マイナス8,500万円だったら、まだ3億3,000万円か4,000万円赤字です。これでいいのかと、私はそれでも難しいと思っています。ですから、やっぱり思い切った大なたを振った改革というのは、診療所にするのか、思い切って小児科をやめるのか、それから救急医療これをやめるのかと私が言っていたのはそのことなのです。私はいつも言っていることは、自分で腹に決めていることは、やはりまちというのは町民の命を守ることから始まるのだと。ですから昔からいっている1人1万円、これは2億円で

す。それから19年に議会が特別委員会をして調査をして、それからさまざまな調査もして、そして館谷町長が最終判断したこの判断は1人5,000円ぐらいまでいいのではないかということも議事録にちゃんと載っています。その辺にくるならまだいいけれども。ですから私は今の戸田町長が言うなれば4億1,500万から、8,900万円を猪原院長に求めて3億3,000万円ならいいのだということになるのです。原則廃止から病院を続けていくというのは、この辺のことが行政側がきちんと示していないと思うのです。ですからこの辺がどうなのか、ただ病院だけはやっぱりトップのやるべきことなのです。だから私はこの1年間戸田町長が原則廃止と言って、そしてこのまま1年を見てという方針で決まったものですから、私はきのうのような意見になったということなのです。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 院長が方針を出して、それでやるという決意を述べた。それに対して町側は1年間の猶予を与えるということで見守ることにした。この1年間というは何なのだろうというふうに考えるのです。この1年間というのは経過によってはやる決意を示す期間、やる方向でも考えなければならないということだと思うのです。私はそういうふうに捉えるのです。ただこれから考えなければならないのは、選択肢がいろいろあるからどんなふうな選択をするかという問題が起こると思うのだけれども、今のところ診療所にしても同じような経費に係る。そして民間委託や指定管理にしても、それは今のところ引き受け手は全く見えない、そして小児科だとか救急医療を残さなければならないということからいうと何とかしてやらなければならない。それではやる方向で考えるのが議会の立場かという気がしているのです。町民の立場から町民が何を考えて何を要望しているのかということを受け取って議会が意見を出していかなければならない、それが議会の責任だろうというふうに思っています。実際には宮脇さんが4億円の繰り出し、これは何ともできないだろうとこういう話をした。ところが考えてみれば町が何ぼまで出せるかという問題にもなるのかもしれないけれども、4億1,000万大体そのくらいの繰り出しをして、それで去年は5,000万円の余剰を出したということという実質持ち出し3億6,000万円です。それではその3億6,000万円これができるかできないかということになると、これはこのまま出すのだったらかなりきつい話だとは思っています。だけれどもその中で前から問題になっている交付税の扱い方の問題だろうと思うのです。交付税というのはこの病院のために出している不採算部門に対する補完する部分としてその金が出ていくのだというふうに捉えなければならないと思うのです。そうすると国から出ている交付税の1億9,000万円というのは、公立病院に対する不採算部門への金というふうに考えれば、これを全部投入することができるはず。そうすると町費からの持ち出しはそれを差し引くと1億7,000万円になるのです。それでは1億7,000万円、それに対して特例債の返済が終われば大体1億円前後になるのです。町費の持ち出しは1億円前後になる。それを何とか今回これからの努力によって少しでも減らしていく努力をすれば、1人5,000円になるのですか、1万円になるのですか、計算していませんけれども、そのぐらい金でできるとそうやって考えると、これからの努力によって町の持ち出しがもっともっと減らすことができるのではないかと。

1億円の金が町費から出すことができないのかという問題になっていくのだと思うのです。だとすればちょっと問題の視点を変えることによって十分やっていける見通しが立つのではないかと。そのぐらいは町が出さなければならないのではないかというふうに思うのです。そこで交付税の扱い方の問題になるわけですが、こういうふうには書いてあるのです。自治体病院は憲法第25条の生存権を保障すべき国の医療に対する責任を補完することを目的に不採算医療や政策、行政的医療を積極的に推進していく責務があると。自治体病院は不採算部門もやらなければならない、それを積極的にやる責任があるのだと。繰入金はこの医療の維持推進を保障するものとして地方公営企業法でその基準等が定められており、繰入金の一定部分は国から病院を運営する自治体で地方交付税等によって措置されているのですと。本にはこういうふうには書いてあるのです。地方公営企業法によって不採算的な赤字の部分については法律で出すようになっている。地方交付税等によってそれは措置されているのですというふうに考えると、この1億9,000万円というのは繰り入れるのが当たり前。表を見ると小児科と救急で大体1億円ぐらいの赤字になることはもう間違いない。そうやって考えるとその分の交付税で賄ってもらいながら町費をどれだけ減らしていく努力をするか。そうやって考えればこれからやるべきだと、町民の要望に応えるために病院はやるべきだと。そのための努力をすべきだというふうに私は考えますし、そういうふうに結論づけていいのではないかと私はそういうふうに考えています。

○委員長（小西秀延君）　　ちょっと確認をさせていただきます。やるべきだというのは公立公営でやるべきだという認識でよろしいですか。

○委員（斎藤征信君）　　今のところ。よその選択肢が見えないですから。

○委員長（小西秀延君）　　1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君）　　1番、氏家です。今、斎藤委員の言われていることももったもな話かと思いますが、斎藤議員の言われているのは今の現状のままの国公立の病院として、今の現状のまま維持をするということなのか。その辺についてちょっとまだ明確にならないと思います。ということは結局は財政健全化、きのう松田委員も言っていましたか、例えば7年後に財政がうまくいったとしても、そこまでに抑えてきたもの、例えば建設費、この病院の改修等々についてもまた一気にそこに膨らんだ財政の大きな課題が乗っかってくる話になれば、今のままの現状の病院を維持するという考え方なのかどうかということがまず1点あります。私はこの平成19年の委員会報告、これがやっぱり一番的を射ていると思うのは何らかの運営転換をせずに現状の病院経営を続けていくことは非常に難しいのだと。しかしながら町立病院は平成17年度決算において入院延べ人数が書いてありまして、高齢者の方々のよりどころになっていることも実態であり、一般会計から財政支援は許容範囲内において最小限に抑えつつ、公営また民営、規模縮小、指定管理、民間移譲の多様な選択肢を検討して病院の方向性を示しなさいと行政に言っているのです。僕は今回のこの町立病院の1年間の経営状況の見極め期間、これは経営状況も確かにそうなのかもしれないけれども、今までやってきた白老町立病院の国公立病院としての体質改善がこの1年間に成されていかなければ、今後どういう形にせよ、斎

藤委員言われるのはどういう形なのかはわからないけれども、これから公立病院として残すにしても残さないにしてもこの町立病院の今までの体質改善をしていかなければ、多分私は公立病院としてはやっていけないと。なぜなら今の現状でさえ入院患者の方々はそこそずっと一定の人数を確保しているかもしれない。でも、外来の患者さんというのはふえていないでしょう。外来の患者さんがふえないということは、外来の患者さんというのは病院のバロメーターと思っています。外来の患者さんが全て初めて、今、猪原先生のやろうとしている改善計画、これが町民の方々に理解されて、そして外来の患者さんがふえていく。病院の入院患者さんというのはそんなに変わらないと僕は思います。ただその見極め期間だとするとすれば、この1年間の期間というのは重要な1年間になるのではないかとそう考えています。ですからこの委員会報告にあるとおり行政に求めるものは、この2年間の見極め期間を遂行しつつ、まちとしてのこの病院の方向性を半年後でも1年後でもそこに示すだけのものをちゃんと今から整えておかなければならないということを行政に対して言うていくことが私は議会の役割だと思っています。その辺についての斎藤委員の考え方を少し整理して教えていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○3番（斎藤征信君） 斎藤です。身近に病院がなければならぬそれが町民の安心安全のもとだと思っています。ですから本当に公立病院でやらなければならないのか、あるいは民営でやってはダメなのかという議論になると思いますけれども、それがどっちでも結局のところは病院がそばにあればいいということで考えていいとは思いますが、私が言ったのは財政上からいっても何とかそれが今の状況の中で切り抜けることができるのではないかとということを使ったのです。財政的な観点から何とかやりくりできるのではないかと。やりくりできるのであれば残るのは、後はどうやってそれを努力をしていくかという問題と、それからもう1つは病院の改築をどういうふうにするかという問題が残るのだろうというふうに思うのです。そこで改築の問題は今すぐ私に言えと言われても、金をここから持ってきてこういうふうにしますということは言えないけれども、財政事情が許す状況になったときに、それまでの間に何とか方法を考える時間的な余裕はあるのではないかと。猪原先生がいったのは確かに施設は古いですけども何ら不合理はありませんとこういつて何とかかんとかやっていける。その期間の中で考えるべきだというふうに私は思っています。

それから体質改善、19年度に出された公的な紙面についてその部分は何とか残してほしいと言った、それは全くそのとおりで残していかなければだめだと。だから挙げられた4点、あの観点は私も支持しています。ただ問題なのはそれではああいう議会からの報告書を町に出したのではないかと、町は何もやってくれなかったのではないかとということに対しては私はものすごくやっぱり不満を持っています。実際にあとは町が頑張らなければならなかったはず。それをやらなかったからもう病院はダメなのだと考えてもいいのかどうかわかりませんが、これから今出された病院の院長の方向性に対しては何らの反応も示していない、この辺はものすごく不満なのだけれども、院長の熱意と、それから、町民側から病院を守ろうではないかとこ

ういう運動が起きているということに私は大きな勇気を与えられるのです。ですからこれから先どういう結果が出てくるか。1年で答えが出てくるかどうかはわからないにしても、でもそれだけの努力をみんなですることによって外来の患者も確かに目標より下がっているけれども、何とかそこを改善するような方向を町民みんなですろってやろうではないかと。行政側もそれに努力をしてほしいのだと前から言っているのだけれども反応を示さないから、今の状況の中で何とか病院の改善のために運動をもっともっと大きくしていかなければならない、その役割を議会も持たなければならぬのではないかと私はそういうふうに考えて言ったつもりです。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。多分この病院の方向性についての考え方は齋藤委員と何ら僕も変わらないと思っています。ただ齋藤委員の今おっしゃることというのは人の心信じながらやっていかなければならないという感覚だと思うのです。でも僕はそういう感覚でこの病院の方向性を議論すべきではないと。偉そうにいうわけではないけれども、平成19年のこういった報告書から読み取って今の現状を見たときに、確かに議会もそれ以上の動きを出せなかったのは本当に大きな反省点として捉えなければいけないことなのかもしれない。猪原先生がやろうとすることはすごく大事なことだと思っていますから、それは前もって言っておきますけれども。ただその8千何百万円というその改善額が出ようが出まいが、出ればいいです、でももしかしたら出ないかもわからない。でもその中でこの病院がどうだとかこうだとかという議論ではなくて、確かにここで改築のことも入れてしまうと前に議論は進まないのかもしれないけれども、でも僕たちは総合的にそういったところを考えながら、やはり行政が考える病院の方向性というのは示してもらわないとこれ以上の議論はここですべきではないと思うのです。そうしないと僕たちがいくら、その次にいってしまうと、民営化がいいという人もいれば、国公立でもってそのまま残してほしいという人も個別の考え方があるではないですか。ただ行政の方向性というのは一日でも早く、例えば今の猪原先生だとかいろいろな病院関係者と議論しながら、日々病院運営をしていく中で今後の方向性というのを一日も早くやっぴり示していくことが僕は行政の役割だと思っていますし、それを示しなさいと行政に言っていくのはこれは議会の役割だと思っています。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。一番最初に前田委員も言われましたし、今の議論も当然必要だと私も思っています。ただ時間かければいいというものではないし、そういうことだということは委員長の提言というのはわかるのだけど、1つはやっぱり今までの議会の対応をきちんと精査する必要があるのではと。またそうやってやると時間かかるとなるのです。わかるのだけど、やっぱり僕は今までの議会の対応をきちんと精査すること。まちの取り組みをきちんと精査すること。簡単でもいいです。もう1つはやっぱり公立病院があるべき姿、今そうなのだから。だから、僕は町民の意思がどうなのか、病院がみずから変わると宣言したのは初めてなのです。今までないのだから。行政は何度も何度も言っているのだけど、病院が

みずから言ったということは初めてなのです。本当に自治体病院のあるべき姿はどうか。もう1つあると思います。それは吉岡や(株)ムトウや自治体問題協議会の報告書です。3つからもらっているのです。このことを毎度毎度取り上げていたのは、吉岡のことを言っていたのは松田委員なのです。ここには非常に僕は示唆がたくさんあると思うのです。本当に熟読したら、いっているのは3つ全部共通しているのです。まずトップに挙げているのはアメニティーの問題なのです。それから、民間移譲は無理ではないかと言っているのです。この中で共通しているのは事実。もう1つは病院がみずから変わるという問題。これは自治体問題協議会文章で言えば非常に厳しいです。今、皆さんが言ったことそのまま出ています。大体当病院の改革プランの策定、当時としては実効性があると判断されていたが、ほとんど実行できなかったということは当病院の取り組みにも問題があったと言わざるを得ない。すなわち当病院の職員が一体となって改革に取り組んだのか。マンパワーは確保されていたのか。職員の意識は向上したのかなど検証する必要があると言っているのです、文章の中で。同時に言っているのは何か。繰入金額の多いのは救急医療、不採算部門、小児医療であり、当病院が地域にとって必要な部分の分野を維持するために一般会計が支えていることがあらわれていると全部書いているのです。実際に病院のあり方が悪いと書いているのです、この中に。これを町が委託して出してもらったものです。金出して。本当にやっぱり僕はこういうことをきちんと精査し、現実的な問題、今の病院がどうかというようなことを含めてやっぱり具体的に議論しないと。例えば町の取り組みの精査でいえば、公約の問題これは言わざるを得ないのです。あとはやっぱり有識者懇談会、ここでマスコミさんが果たした役割何かも含めてきちんと町民にどういう影響を与えてきたのかというあたりを議会が冷静に事実に基づいて分析を一定程度しないと、今言われた感情だとかそういうことではなくて、やっぱり事実に基づいても議論していかないといけないのではないのかと。それに一番不足しているのは何かといたら、町の方向が全くないということ。本当に言葉悪く言えば無策だというしか。これだけ同じような形で指摘を3回もされているのです。一体これは何だったのか。税金を使ってやったこれは何だったのかということになると僕は思うのです。だから議会は逆に言うと事実に基づいて、僕は今までの取り組みについてきちんと総括してその中から導き出されるものは何なのかというふうにはしないと、やっぱりだめなのではないかと僕自身は思っています。もちろん今の議論がだめだとかそんなことを言っているのではなく、それはそれですごく必要ですし、それはやらなくていけないけれども、そういうものに基づいてやらないとだめではないかと思うのだけど。以上です。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。僕も大淵委員の言われるとおりでと思います。だから現実的などころでもって議論していかないと余りこうあってほしいだとかという感覚で物事は話したくないと思っています。ですから逆に言うと猪原先に対しても失礼だと思います。今の規模のままで猪原先生にこの改善計画をまちはただ丸投げとは言わないけれどもお願いすること自体が僕はどうかと思うし、そこにちゃんと町と一緒に物事を考えていくようなシステムというのはそこに必要なだろうと思っているし、当然あるのだとおもうけれど

も。だから病院の規模にしても今からちゃんと考えていかなければいけないだろうし、そういったことがやっぱり必要なだろうと、でもこれ以上の議論をしようと思うと、まちの方向性も何も示されないままにただただ一方的な議論になってしまうおそれがあるから、ちょっと僕はこれ以上の議論はできないのかと。ただ議会としての考え方というのはやっぱりそういったところで行政に求めていくしかないのかと僕は思っています。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 私も大淵委員と氏家委員の今の話を中心に考えてみたのですが、まず大前提に論点1と2とちょっとかぶるのですけれども、医療は守るべきだというのはみんな一致しています。ただそのあり方だとかそこでは議論が今分かれていますけど。それで思うのですけど、まず報告書と一定整理しますけど、あの報告書も確かに事実です。税金も使って取り組まれていましたけれども、あの報告書で本当にまちの将来を考えられるのかと本当に思います。例えばですけど確かに民間は無理と書いていました。だけどあの現状では、あの建物ではとかそういう理由で民間で引き受けるところはないと考えると確かに持論でした。それは無理でしょうという、その一言では終われないと思うのです。この財政の状況、確かに町民の命を守るという公立病院の使命私も十分にわかります。ですけどまちの財政だって、宮脇教授の言葉を借りていけば数字に凝縮された町民の運命と書いていました。そうですね。私たちはそれを託されている、今議論をすべきなのです。そういう中でやっぱり財政問題は避けて通れません。ただ財政問題の件については、今斎藤委員が指摘されたとおり、実質真水、それからその不良債務解消分だとか全部考えた上で考えるべきです。そこは議論が必要だと思います。それで私は結構だと思います、考え方としては。ただそれにしたってやっぱり厳しいだろうという意見も今、松田委員のほうからありました。私もそう思います。8,000万円解決したら本当にいいのかと。そこは議論しなければだめだと思います。そして、建てかえ。これも切り離せません。計算しました。32年までもし改築しなかったら築54年です。本当に今、国の制度も目まぐるしく変わって、廊下の幅から、それこそ老健の建築の基準を満たしていないです。そういった部分もある中で現実は無理というのは行政改革委員会の中でも出ていました、現状で建てかえの方向性は描けないと。この中で本当に今、民間は今、見えていないからという理由で、もう町立病院で公設でやっていくしかないのではないのかという方向で議論をまとめていいのですか。私は平成19年3月のこの調査特別委員会報告でいいと思います。ただしこれに対して最新の議論を踏まえた形で検討を進めるべきだと思います。というのは、きのう大淵委員からも指摘あったとおり、療養病床については議論が違うと。やっぱり3連携、今福祉の部分もあります。町立病院の実際の使われ方を見ていると、在院の平均日数見ても長いです。在院の年齢層を見ても高齢者です。つまり介護という関係や福祉という関係がどうしても必要なのです。なのでそういった部分をきちんと踏まえなければいけないと思います。ですので私は基底としては平成19年3月のこの調査特別委員会の調査報告にのっとった形で。それでは、具体的にどうするかというと、経営状況の見極めの期間1年間というのはこれはどう見るか。何も見るものもない。何も見えてこない。それは各委員の指摘のとおりです。ただ私はこの1年間

はきちんと定めるための準備の時間として必要な時間ではないかというふうに考えているのです。民間移譲だって指定管理だって相手がいなければ描けないです。だからこそ1年間が必要だったというふうに認識しているのです。ですのでこれはもうきちんと見極めると。そのかわりこの1年間できちんと方向性は出せと。議会としてずるずると先延ばしにしないで、きちんと1年間で方向性を出すということの意見を附帯して、基本的には今これ以上の具体的なことは、アとイの部分を中心に踏まえながらということだと思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私が言っているのは別に3つの報告書が全部正しい何て言っているのではないのです。本当にここで言っていることは何なのかと。同時にその言っていることに対して理論的にきちんと反論する必要があります。当然です。ただ具体的な事実に基づいてやらないとだめなのです。1年間たってからそれでは病院の移譲を決めましたと。決めたら町立病院でその間誰が町民を見るのですか。現実問題として町立病院なくて民間移譲するけど、民間移譲決まるまでやってくれなんて言えないです。具体的な事実として見たときに、僕はやっぱり議会が果たさなければならぬ役割は何なのかということなのです。1年間見るのはいいのです。だけど何ぼ追求してもどういう答えでしたか。それでは、8,900万円やったら残すのかといったらわかりません。8,900万円以下でも残すかもしれませんという答弁でしょう。そうしたらそれは何なのか。胸三寸で決めるということですか。町民はどこにもいないではないですか、そんなもの。僕が言っているのは、そういうことをきちんとしないと議会の役割にならないのではないかと。ですから、何もこの3つの報告が正しいなんて。ただ、少なくとも町が金を出して議会が承認して出したものです。きちんと読み込んでこれについてどうなのかという理論的な反論をするなら何ぼしても構わないと思います。その上でそれでは病院をどうするのかという議論になっていかないと議会ではないのではないですか。僕はそういう意見です。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。今の大淵委員の指摘には私に対しての部分もあったと思うので、その部分に対してはきちんと受けとめさせていただきたいと思います。まず、3つの報告書という話がありましたが、それを熟読するというのならばそれも結構だと思います。ただ、私がお話をしているのは、例えば多様な選択肢という19年3月に出了された議会としての意思に対して、私はその3つの報告書が本当にそれを真摯に受けとめていただいているかどうかという部分は正直言って十分だとは言えないと思います。私は民間移譲や指定管理等も含めた多様な選択肢を真剣に検討すべきだというのが私の趣旨です。ですのでそういう立場で話をしますけど、本当に私は民間で実際にやれるかどうかというと、まず大前提に私は今ここで諦めるべきではないと思います。実際に建てかえの議論も含めて。私は各委員がご指摘した医療を守るために町民の命を守るために安心・安全という議論もありました。それを守るために考えた場合、もし民間に受けてくれるところがあった場合、そうしたら日本医師会研究機構で建てかえは公立の半分です。半分で建てかえられるのです。1床当たりの。もしです、中身はい

ろいろあります。だけど私は本当にアメニティーという議論もありました。本当にきれいで最新の設備の整った、規模は多少議論あると思います。あれだけのベッド数いるかといったら、私はいないと思いますけど、そういった部分で町民に本当に気持ちよく入院してもらえる施設ができたら、私はそちらのほうが町民にとってプラスなのではないかと思うのです。ですのでそういった方向性をきちんと検討すべきだと思うのです。あともう1つもし民間移譲になったらその間どうするのだとあります。それは事実です。それは大淵委員の指摘のとおりです。ほかのまちでも指定管理や民間移譲を決めたら、大体3割程度落ち込みます。それで実際に譲渡価格でも議論になった病院もあります。それ事実です。ただ方向性を変えるときというのは過渡期として必ずそれはあります。それが許されないのであれば、はっきり言ってもう議論する必要ありません。町立病院でやるしかないのです。そうではないと思うのです。ですのでそれは過渡期として十分に受けとめながら真剣に方向性を考えるべきだと、この1年間で。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 僕が言っているのは、今民間移譲と出せば1年間の猶予はあるのです。そういうことなのです。それは斎藤委員がいった心の問題と今の広地委員のいった心の問題は同じなのです。みんなそう思うわけです。同じなのです。だから私が言っているのは事実に基づいてきちんと議会が議論をしないといけないということを言っているのです。もう1つ僕は最大の要因があると思っています。それは人口減です。2万4,000人のときの病院と、1万8,000人のときの病院と、1万6,000人の病院は病床数をただ減らせばいいとかそんな議論ではないと僕は思っています。そんなことではないのです。この人口減少に対して町が歯どめなり何なりきちんとできていかなかったら、どなたかが言ったように人口問題研究所でいっているよりももっともっと加速的に人口減ります。そうしたら、どこがやっても病院何か成り立たなくなります。本当に議会はそこまで考えて議論できるかどうかということが今問われているのです、議会に。一番の問題は人口の減少です。高齢化はどうかといったら、町立病院なり公立病院なり民間病院なり病院が残った場合は高齢化というのはプラスに作用すると思います。だけどそれ以上に多分人口減るでしょう。そうなったときに本当に支えられるのかということはどこがやってもそうなるのです。だから、そののところも考えてやらないと。民間はそういうことは十分120%考えてやりますから。3年、5年の話何かではないです。ということは我々もそういう視点で考えなければだめだという僕はそういうことではないのかというふうに思うのです。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。要はこのまま方向性が示されないままに1年経過して、その後で民間移譲だとか何とかだという結論がもし出たとすれば、今大淵委員のいわれた話と同じになるのだけれども、その間はどうかという話にやっぱりなると思うのです。そういう話をするのであれば今からこういった方向性を示していつこの1年間の経過措置を見るというのなら僕もわかるのだけれども、町からそういった方向性が示されない以上は、1年間の経過措置を経たときに僕は町立病院は残す方向性に行くと思います。だって残さなければ

ばこの病院どうするのという話になると思うのです。そうでなかったらこの1年間の経過措置というのは何なのと。でもそこをちゃんと話を整理して考えたら、方向性も示さないままに1年間経過措置を見たら町立病院は残します。残さないと定義が崩れてしまうでしょう。町民の安心・安全という定義が崩れてしまうでしょう。もし民間移譲するとかという話があるのでならば今から並行してそういった物事をそれこそ院長それから病院関係者の方々とちゃんと話し合いながら進めていかなければならない。やっているかもしれないけれども、今実際そういったものをはっきり表面に出せないでいるのかもしれないけれども、そこまで私たち憶測として考えることもできないから、だから方向性を示しなさいというしか私たちはできないのだと思います。民間にしても何にしてもです。だから方向性を今からちゃんと示しなさいと、そういうことしか僕はできないと思うのです。皆さんの議論同じでしょう、はっきり言ったら。

○委員長（小西秀延君） 9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 9番、吉谷です。僕も氏家委員と同じような考え方です。やはり方向性が今示されていない中で19年度の議会で出した報告、町に対して出したもの、これは十分によく發揮している。その中でどういった取り組みをしたかということも確かに検証は必要かもしれないですけど、それが今この場面ですることなのかどうなのか。それともう1つ、一番最初に斎藤委員が言われた交付税の問題です。その問題というのはさきの段階で特別委員会の中でその出し方というのは一定の決まり、色がついていない交付税については一般財源として考えるという考え方で確か統一されたはずなのです。それをまた蒸し返してそういった形だから真水だとか何とかという考え方は僕はちょっと違うというふうな認識だったのですが、その辺についてどうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 今の斎藤委員が言ったのはどういうことかということ、交付税でも地方公営企業法で法律的に一定限度縛りがかかっている部分もありますということを使ったのです。ですからある意味それは色がついているというふうには言えるかどうかは別にして普通の交付税とは違う部分がありますということを使ったのです。それは事実ですから調べればはっきりしていますから。地方公営企業法ではそういうふうには言っているのです、出しなさいと。だから根拠があるのです。もちろんほかの部分もみんなそうです。だけどトータルしたときにどうなるかということ、交付税50億円と計算されても実際にはそれだけきていないし、結果的には国の率によって決まるから基準財政需要額から収入額引いた額が交付税ですとくるから、全部きていないものだから分捕り合戦が始まるという話で、そういう中でそれが一般財源としてきているのですというのは、きのう松田委員も言われたとおりなのです。ただ地方公営企業法で一定の網はかかっていますということを使ったのです。それは事実ですから。

○委員長（小西秀延君） 9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） それは言われていることは十分理解できますが、それも全部含めた中での議論だったというふうに僕は認識しているのです。だからそれをするのであれば別の項目になりますけど、港と病院はどうして違うのだという議論は散々やってきたはずですよ。

ら、そのところはきちんと整理して話をしないとまた同じ議論の繰り返しになるので、もう僕はこの件については意見をしませんけど、僕はそういう認識でいますのでそのところは認識が違うというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 先ほどから議論になっている19年の議会の特別委員会の報告、いろいろ議論ありました。これはもう終わったのです。これは20年にその方向性も含めて、それから道の連携構想も含めて、それから吉岡センターの調査も含めてこれは20年で終わったのです。それを踏まえて前町長が老健併設で25年改築を打ち出したわけです。これは終わったのです。今の現町長が打ち出しているのはこれも全部また捨てたのです。町長も全国自治体協議会にまた診断しました。これももう終わったのです。原則廃止と言いましたから、これも終わったのです。それから町民が4,700名の病院を残せという署名運動、これは白老始まって以来だし病院ばかりでなく財政にしても何にしても今までありません。初めての町民が立ち上がった大きな行動です。これも戸田町長はこの原則廃止に含めていないのです。要は原則廃止というのは町長みずからの判断なのです。それは宮脇思案、それから仕組みを変えろといった行政改革委員会に諮問した、これを現町長は要は選択したのです。選択したのです。ですから私はきのうから一番最初にこれは町長の判断、それからもう1つは町長は選挙公約しています、病院は改築しなければだめなのだ。病院は町民の生命を守るものなのだ。私は町長に何度か質問しているのですが、24年3月病院は優先すべきと質問しております。そうしたら町立病院も計画を進めるのだと。24年9月の定例会は緊急医療の体制、町民の生命を守る病院として必要なのだと。24年9月の決算委員会の私の質問には将来に合った病院づくりを考えていく、こう言っています。それからことしの3月質問には町立病院の役割を考えて運営しなければならないのが私の責任だと町長はこう言っているのです。ですから私はこの経営診断もそれから町民の4,700人が病院を残してほしいと意思表示したこれも捨てたのです町長は。そして新たに町長が選択したのは宮脇思案の病院原則廃止、それから改革推進委員会の諮問したこれを選択したのです。ですから私は町長の今の行動を見守るしかないと最初に言ったのはそれを踏まえて私は言ったのです。今何ぼ議論してもまちの病院政策、考え方、方向性というのは1つもないのです。今のところ何もない。原則廃止以外ないのです。ですから今まちが考えているのは1年間たったら廃止するかもしれないし、存続するとすればそのときにどんなことで存続するとか。今私が見守っているのはそのことなのです。ですからもう全て過去のものになったのです。町としての考え方は。新たな原則廃止から出発するのだと私はこう思っているものだからああいう言い方になってきたのです。大切なのは町長が常に言っている言葉、これからいくとまちは町長のまちではないのです、町民のまちなのです。町民の財産です。ですから町民にやっぱり命を守っていくあの町立病院といっても、町立病院はまだ6年や7年、私が今建てる余裕はないと思います。それまでどうやって切り抜けて、どうやってあの病院を存続して立てていくか。このことも含め町長にきちんとした説明責任があると思うのです。議会が求めるべきところは、私はそのところだと思っているのです。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時15分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

自由討論を長い時間をかけて続けてきておりますが、もう一度委員長のほうからここまでの議論をまとめて皆様にまた進め方を問いたいと思います。

これまでの自由討論で皆さんが一致してきているところが見出されてはきていると思います。一番重要視しなければならないことで認識していることが、地域の医療の確保は必要であると。この点は委員の皆さん認識が一致できているのではないかと。

もう1点です。その地域の医療の確保の進め方。町は1年間をかけてその方向性を示すと表明しております。その中でこれまでも多く議論をされてきております公営としての残し方、現状のままの残し方ではなかなか今後公立病院としての維持は難しいだろうというところでは、皆さんもここまでは認識が一致していると思いますので、公営としての残し方では縮小、そして診療所化この点が考えられると。

もう1点、民間にこの地域医療の一角を担っていただくという考え方、民間移譲という考え方と指定管理という考え方がございます。この考えられる方策を1年間の期間の間にきちんと方向性を示しなさいという提言をする、この点までは皆さんの認識は一致できるかと思っております。ここをまず確認させていただきたいと思います。その点での議論をお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） きょう私も言ったけれども3つのやっぱり焦点あるのです。きょう、3つ言いました。病院の改築の公約の問題だとか、あるいは1年間経営状況を見て原則廃止すると、そして今、私が言いたいのは、委員長が言われた部分、これは議会で十分に議論されているし、きょうからも続いて議論されています。だけれども町側はこういうものを全部含めて26年9月までに結論を出す。その間いろいろな経営形態とか方向性を示して議会でも議論して9月までに本当の病院のあり方を出しますと言っているのです。それなのにここでそういう方向性を示す必要があるかどうかと思います。私は今まで議論していますけれども、町が何も示していないのに議会が示す必要があるかどうかということです。副町長だって26年9月までに議会のいっていることを全部に受けて整理して議会に提示しますといっているのに、今この健全化プランの中でそこまで経営形態のあり方とか病院の方向性を出す必要があるのかどうかとまず疑問に思います。なぜかといったら、私はことしの3月か6月の議会で質問しましたがその前に現実に池田町に松田委員と行って町長に会ったり院長にも会ってきました。そうしたら、池田町は指定管理やったのですけど、先ほど大淵委員が話しましたがちゃんと経営診断しているのです。そして先ほど3点言っていました、そういう部分を全部整理して方向性を決めているのです池田町は。そして議会に諮って、議会もけんけんごうごうしてどうするかということの方向性を示しているのです。何も方向性を示さないうちになぜ議会が今ここで

健全化プランの中をもっと原則廃止のことに集中してどうあるべきかという議論をすべきであって、方向性をここで議会が示すかどうかということにならないと私は思います。私は皆さん言っているように、町が示さないのに何で議会が先に踏み込んでやらなければいけないかと私は思います、その部分は。

○委員長（小西秀延君） 前田委員言われた改築の公約、それはもう各論になってくると私は思っております。各論まで踏み込んで議論をこのまま続けるのか。前田委員が言われているのは皆さんから各論を出せということだと思いますので、それではちょっと收拾つかないと思いますので、皆さんの認識で一致できているところで議論をまず整理をしようということでございます。だから今言った以外の選択肢があるなら言っていただければいいです。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私が言った病院の改築もここで議論するとは言っていません。町長の公約なのだからそれはそれで別でしょうと。その3つの論点をちゃんと整理しておいて、そして私が言うのは1年の経営状況を見て原則廃止だということを言っているのだから、廃止後の病院はどうあるべきか、この健全プランでそううたっているのだから、その中身の数値を見てどうあるかということ議論したほうがいいのではないかとことを言っているのです。それで大きな病院のあり方というのは26年9月までに町が示すところ言っているのだから、それはここで踏み込んでいく必要があるのかということ言っているのです。そういう問題がごっちゃにして議論されているということ言っているのです。

○委員長（小西秀延君） 廃止後の議論もしなければならぬという意味にまで入ってしまいますけど、そうなると議会としての意見のまとめようなくなるのです。

○委員（前田博之君） 違います。僕が言っているのはこの経営状況を見て数字出ているわけでしょう。これまだ議論するかわからないけど。それを見て1年後に原則廃止したら、皆さん議論している、原則廃止はわかるけど、それでは、その時点でもしこの経営状況が計画どおりいかないで原則廃止したときに、そのときの病院はなくなるでしょうということ。医療過疎になるときにそれでいいのですかと。そこがやっぱりある程度議会として、そう言っているのだから、どうあるべきかということだけは議論しておかなくてはいけないのではないのですかと。無責任になってしまうでしょう。ただ僕は病院の改築だとか経営形態をここで議論するといっているのではなく、それを切り離して整理しなければいけないのではないかとことを言っているのです。それが委員長が今言ったように民間移譲だとか公営企業は困難で縮小するとか診療化しなければいけない、ここで提案しますかと言ったからおかしいのではないかという言い方をしているだけです。

○委員長（小西秀延君） 私の意見で言いますとそれも含んでいるのです。地域医療の確保ということは今後の未来性においてもその方向性を示すべきだと。それを含んで地域医療の確保の必要性というお話をさせていただいているつもりですが、もっと細かくしていくのなら、皆さんおそらく全部各論が出てくると思うのです。

○委員（前田博之君） そこまでいうのだったら、今委員長がいう部分は町側は26年9月ま

でこれと別にして議論させて方向性を策定しますからと言っていたでしょう。だから、そこまで踏み込むのですかと。町も出さないうちに、議会が今言ったように地域医療のためと踏み込むのですかと言っているのです。それによって議論の仕方が変わってきます。

○委員長（小西秀延君） この委員会が始まる冒頭から病院のところから言っていますけど、ある程度の方向性は議会として出すかどうかの議論から始めてここに至っていると思うのです。皆さんからいろいろな意見が出ますので、それであれば意見の一致を見られるところまでまとめましょうというのが私の提案で、最初から議論しない、こういうものにしたいというのが皆さんから出なければ議会は方向性が出なかったと、これも1つの結果だと私は思っています。ただいろいろな方策が皆さんから出ておりますので、それをまとめるには大幅な大きな枠で例えばまとめておくと。ただこの中にはさまざまな選択肢が含まれていると思います。結果的には町がどういう方向を示すかわかりませんが、その中に含まれ想定されるものは一応網羅はできるけれども、議会として各論まで迫って議論するのもこれも私も1つの方法だと思っています。ただこの程度でまとめるのをよしとするか、もっと各論に迫って、前田委員の言うとおりに将来性にも迫って議員としての結論をここで導き出すか、それを選択していただきたいというのが私の考えでございます。再度皆さんから確認をしたいと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。まず、地域医療の確保というのは、それは当然今までの町立病院の役割から考えたら、例えばそれが民間移譲だろうがどこだろうがその考え方、定義というのは変わらないものだと僕は思うのです。ただ今行政に求めるものというのは、この1年間の経過措置をどう見るのかということがまず1点あるのかもしれないけれども、今前田委員言われたとおり来年の9月までただこちらは静観していればいいのかということなのだと思うのです。ただ黙って見ていればいいのかということだと思っております。そうではなくて1年後に結果は出たから、そうしたらその後どうするのかという話にそこからまた話が始まっていくのであれば、それは余りにも今の猪原先生の改善計画にしても余りにもそれは出した側に対して失礼ではないのかと僕は思うのです。だから今からその改善計画を進めながら、1年後にあるべき姿というのを早期に示しなさいということが議会としての役割なのではないかと僕は思う。それが民間だろうが公営だろうが、それはこちらの示す問題ではない話でしょう、はっきり言って。そこまでみんな考え方は同じような気がするのです。だって来年の9月まで待って、そこからまた新たな議論をしましょうかという話ではないような気がするのです。

○委員長（小西秀延君） 私の言っていたこととほとんど同じだと思うのですが、1年間の間に町は当然その選択肢を選ぶ努力をしなさいということは議会が明示することだと思うのです。

○委員（氏家裕治君） そこに民間だとか公営だとかそういった選択肢を私たちが今ここで入れる話ではないのではないかとということなのです。

○委員長（小西秀延君） 医療確保だけにとどめるというご意見でよろしいですか。

○委員（氏家裕治君） 医療確保で早く考え方を示しなさいと。来年示して原則廃止なので

す。原則廃止ということは国公立の病院としての原則廃止かもしれない。これは各議員の捉え方はさまざまなのです。でも原則廃止として、もし廃止したときに移譲先も何もないと、ただやめるとやめたときに町立病院を一体どうするのか。そこで今までやってきた形態を、それでは困るからその結論を出す前にちゃんとした方向性をまちとしても示しながら進めていきなさいということを議会としてやっぱり言っていかなければいけないのではないのかということだと思います。だから民間だろうが公営だろうがそれは行政が考えることだと思うのです。だって今まで散々常任委員会の委員会報告から一般質問からいろいろなことを議論した中でこのこの特別委員会に至っているわけですから。それはあと行政が決めることです。だから早くその方向を示しなさいということがやっぱり一番大事なことなのではないのかと。

**○委員長（小西秀延君）** 内容はよくわかります。私が述べた後段の1年間の間に公営の2種類、民間移譲の2種類、そういうものを外して地域医療の確保というのを優先になるべく早期に方向を出していただきたいと、そこまでにとどめるべきだというご意見でございます。そこまでにとどめて出さない。それ以上は議論をしなくてもいいと。それも私は構わないと思います。

今氏家委員から新たに地域医療の確保ということを最優先に1年間という期間を町が明示しておりますが、なるべく早期に決断をし、方向性を示すべきであるという認識でとどめるべきではないかというご意見でございますが、それに対してまだやっぱり議論をもう少し深めるべき等さまざま、委員ご意見お持ちだと思いますので、あればここでご意見をお願いしたいと思います。4番、大淵紀夫委員。

**○委員（大淵紀夫君）** 大淵です。19年のときはここに公的役割を最大限確保をすることが云々こう書かれています。地域医療を守るとそれは結構です。ただそれだけになると現実問題としては小児科医療や救急医療は確保されるかどうかわからないというふうになります。ですから公的な部分、要するに今の医療でいえば一番大切なのは何かと言ったら、公な部分これが私は大切だと思っています。この部分を入れるということはいかがでしょうかというふうに思うのです。公的役割を果たせる地域医療そういうふうにしないと救急医療やそういうものがなくなってしまうという可能性があります。ですから私はそういう部分も、もちろん民間でもどこでも構わないのだけれども、そういう一文が入るべきだと私は思っているのです。これは前回は相当な議論になりましたけど、このところはとても大切な部分だと。そこはやっぱりもし文章としてするのだったら、そういうふうになってしまったら困りますのでその部分だけはちょっと議論願いたいと思います。

**○委員長（小西秀延君）** ただいま大淵委員より19年のときも入っていました公的な役割を最大限確保すべきであると。

5番、松田謙吾委員。

**○委員（松田謙吾君）** それはもうそのとおりなのです。それからもう1つは町民の意思4,700人からの方々が病院を残せと意思表示したのです。逆に言えば病院やめろという意思表示はないのです。少なくとも名簿を集めて意思表示したわけです。逆に病院を廃止しろという

意思表示はないのです。その上に立って町長は病院廃止と言ったのですが、今、大淵委員の言ったそのとおりなのです。町民 4,700 人の意思表示に対する答えだってきちんと出ていないのです、今の行政が。それをきちんと出さないままに病院廃止と行ってしまったのです。それでも病院廃止だったら、それでは、4,700 人の町民を裏切るわけです。存続してくれという意思表示だから。実名を記入してまちに出したのです。議会にも出てきた。それを無視して廃止して、病院原則廃止でいいのか。このところを議会としてきちんとやっぱり町長にそのことに対する考え方をきちんと示していただきたい。これも私一つ申し上げておきます。

○委員長（小西秀延君）　　まず、先ほど氏家委員言われたとおり早期に地域医療の確保の上、方向性を決定してくださいという、ここまでは一致したということになりましたので、その後、公的役割、救急医療、そして、小児科等不採算部門といわれているところ、ここが厳しいので公的病院としては担っているところが多いということでございます。それを明記して追加附帯するかと。そこを皆さんで議論していただければと思います。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君）　　8番、広地です。必要性に町民のニーズに合った公的役割の確保であれば私はいいと思います。というのは、ここに挙げられている4点ありますけれども、これは非常に大事なことです。なぜ必要性にあったと入れたほうがいいかという、まず1点目は6年前のこの議論から特に3連携という部分において相当制度も変わっていますし、そういった部分をきちんと踏まえなければいけないと思います。あと当然ですけれども財政面の部分ももっと検証しなければいけません。だからこれを全部やっていくか救急医療はどうかというのは私は今の場面ではないと思います。それでもう1つ救急医療の確保だとかについても本当にそれを町立病院にというふうに求めているかどうかについての検証が必要だと思うからです。正直これは町立病院が頑張っているとか頑張っていないとかではないと思うのです。医療機器の問題も出てきます。本当に今の町立病院の医療機器の整備状況のところ緊急搬送を望んでいるかどうかという部分はきちんと検証しなければいけないと思います。だから必要性に合った、必要性に応じて公的役割を確保すべきだと思います。

○委員長（小西秀延君）　　13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君）　　従来の延長線でいって、もう今後からも公的病院という部分の必要的なものは私も理解します。ただ私が先ほど言ったように地域医療の関係の部分で町が1つの方向性を示す、それを待つべきだと言いました。氏家委員が補足してくれましたけど。そういう観点からいくと、ここで公的医療ということになってしまうと、ある程度言葉の捉え方によってかなり、1つの病院の方向性を示すときに制約をかけられる部分もあるのです。それでは民間移譲となったときに公的役割を果たすためにこういうことを付加するとなれば当然町が負担しなければいけない財源的な部分もあります。これは町民が望めばいいことです、それを前提にしゃべっていますから。そういう部分でその言葉がスポッと入ってしまったときに、そのときの解釈の仕方でもかなり制約受ける場合もあると思うので、今の大淵委員も言ったけど、十分これはやっぱりある程度捉え方を議論しておかないと、町から出てきたときに非常にまた

議論的になるし、町が考えるときに足かせになる可能性もあるところ私は懸念されます。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご意見はございますか。

3番、齋藤征信委員。

○委員（齋藤征信君） 大体まとめの方向についてはわかったのですが、その中で地域医療を残せという考え方というのはこれからの社会状況を見ながら高齢化、少子化の中で必要なものは何なのかということだと思っております。いわゆる公的な部分で言っている公的な予防医療だとか、それから3連携の取り組みだとかそういうようなものが強く求められていくのだらうと思っております。結果として入るかどうかはわからなくても、病院の形によっては入るか入らないかわからないけれども、町民のあり方からいけば、これは絶対に入れるべきだと。議会の要望として公的な考え方というのは入れるべきだというふうに、これを主張するのは当然だと思っております。

あともう1つ、病院の改革や何かというのは病院は誰かがつくるのではなくて町民がつくるものなのだと、つくり育てるものなのだという観点からいうと、先ほど松田委員が言ったような町民の要求というのか要望、そういうまとまった声を反映させるべきだというふうに、やっぱりこれも入れるべきではないのか。そのことがあって初めて病院というのが変わっていくし発展していくものだと思います。だからその部分というのはやっぱり抜かすべきではないという気は私はしています。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。僕は入れていいか悪いかということ以前に、公的役割の部分です。僕は逆に行政の考え方を早く示すことが大事なことであって、行政の考え方、出されたときに初めてまたそういった議論ができるのだと思っております。だから今やらなければいけない。決して要望ではないのです。この特別委員会で議論したことを、行政の考え方を正していかなければいけない。正すのです。だから行政の考え方を早く示しなさいと言っていくことが大事なことであって、僕は余り縛りをそこで縛りという言い方がどうなのかかわからないけど、方向性考え方を示しなさいということに重点を置いて取りまとめるべきだと思います。そうしないと行政がその考え方の中にとられるよりも行政の考え方をまず出させないと、それに対して議会が議論していくというほうが僕は考えやすいのです、頭の中で。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子副委員長。

○副委員長（山田和子君） 11番、山田です。まず先ほど松田委員からの病院を無くせという声はないというご発言だったのですが、確かに署名運動が起きていないのですが私のところにも町立病院としての病院はいらないという声も届いておりますし、病院をつぶすのか、まちをつぶすのかというそこまでのご意見もいただいているところでありますので、まず、町立病院をやめろと意見はないというところは否定しておきたいと思っております。署名はないのですが、そういう声はないというご意見に私は捉えたので、そういうまちの声はあるというところをここでお示ししたいと思います。

あと公的役割については公的役割はさまざまな役割でありますので、それについては氏家委

員がおっしゃったように町の方向性が出てからの議論でもよろしいのではないかと思います。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今のお話なのですが、私が先ほどから述べているのは、署名運動が議会と行政に出されたと言っているのです。そういう署名運動で出された廃止しろというのはないと言ったのです。ここだけはっきりしておかなければ。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 私、委員ではございませんので参考までにちょっと聞いていただきたい。先ほど大淵委員から出たお話のことにちょっと関係あるので事実としてこういう歴史があったというお話だけさせていただきたいのですけれども。平成13年11月14日に当時の町長、このときは見野町長さんなのですけれども、町立病院の今後の方向についてというので諮問を受けて審議会というのができているのです。この審議会のメンバーは全部で7名、そのうち学識経験者として会長さんが元議長経験者の会社役員となっていますけど梅津さんが会長になっています。そして医療関係の方が副会長1名。そして婦人団体連絡協議会の方が2名ほど入っています。そのほかに議会議員が3名入っておりまして、この当時の議長さんと総務文教常任委員長の方が1名、そして民生常任委員長の方1名。この当時の総務文教常任委員長は前回19年のときの特別委員会の委員長であった吉田和子さんがこの中に入っております。時間の関係がありますのでちょっと全部は言えません。このときに経営的な環境の中一般会計にも大きな影響を与えて、ここ15年間の一般会計からの繰り出し、繰り入れ状況を見ますと昭和58年が最低で5,400万円、平成6年度には5,700万円にもなっており、ここ数年は3,000万円前後で推移していますということで億の話ではないのです。何千万の単位の中でもう既に経営的なところで非常にこの審議会としては心配していると。それと町立病院の今後の方向についてというところをちょっと読ませていただきますと、医療を取り巻く環境、医療体制の整備、経営的な環境が共に非常に厳しい中、経営的に向上する要素が見当たりません。今後の町財政を考えると、ますます大きな負担となることが予測できます。このときにそういう予測をしているのです。そしてこのようなことを総合して今後考えるとき、公立病院として経営することは非常に困難なこととの結論を出し次の事項を提言します。次のことなのですけれども、この表現がどう受けとめられるかということなのですけれども、町民が安心して生活するための安定した医療と公立病院としての役割、ここにうたっているのです。公立病院としての役割を確保しながら民営化を図ってくださいというまとめになっているのです。なおその際職員の処遇については万全を期すようにしてくださいということです。既に平成13年のときから2年にわたり、こういう審議会というところに当時の町長が答申を出しているのです。これをまとめたのが平成15年3月19日になっていますので、もうこのときというか、見野町長の本当に最後のときだったと思います。平成15年3月ですから。それで館谷町長に切りかわっていったというそういうような経過なのですけれども、いずれにしても今まで先送りしてきたというような部分が否めないところがあると思うのです。ですから、先ほど氏家委員がおっしゃっているとおり、

結論は26年9月に出るかもしれませんが、それ以上の先送りはもう許されない状況になっているものだというふうに考えるところでございます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかがご意見をお持ちの方。

3番、齋藤征信委員。

○委員（齋藤征信君） 公的な役割を残すか残さないかという部分でそれは出てからでも十分に意見交換できるのではないかという話が今あったのですけれども、公的な医療それが本当に言葉はいいか悪いかわからないけれども、先ほどから出ているのは足かせになるか縛りになるかという問題。これはそのことをいうことが足かせにはならないだろうと。やっぱりそれを考えながらやるべきだというのが議会の主張でもあり、それが議会の役割ではないのかという気がするものだから。その中で考えなさいとこれは大枠の中でどういう病院がつかれるか考えなさいということを我々が言うのは何にも不思議なことではないし、足かせにも何もならないだろうというふうに思うのです。

それから、もう1つは病院に建てるかまちをつぶすか。病院いらぬのではないかという声、その声も随分あることは私も知っています。だけれどもできるならあったほうがいいと、ないよりはあったほうがいいという声これがほとんどなのです。病院いらぬのだと言っても、やれるのだったらあってもいいというのが本音だろうというふうに思うのです。それだけに地域医療は絶対必要だとみんな思っていることは間違いないのです。そのあたりをだから病院なくていいのだというふうにはならないと思うのです。これは町民を代表する議員の責務として、そういう声を大事にしなさいというのもこれも私たちが言わなければならないことだろうというふうに思うのです。私はそういうふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。

12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） 本間です。今の大淵委員、また氏家委員の地域医療、公的医療について述べたいと思います。基本的には氏家委員の地域医療ということでもいいと思うのです。ただ本当に町長の公約もありますので、ただ公的医療となるとこれを担保にまた方向性が出てきたとき、公的医療を残す僕は公的医療というのは悪くはないと思います。これから病院が残っていくとしたら、これは政策医療として小児科、緊急、もちろんやっていかなければならない。それは公的医療としてやっていかなければならないものだと思います。ですから本当は公的医療としても入れておきたいところですが、ただ大淵委員あたりの意味合いというのはどうなのか。地域医療の中に公的医療も含んでいるのだという意味でいくのか。どうしても公的医療として入れておかないと後の議論のときに議論しづらいというか、これを担保にそういうことを言うていくのかどうかというのがあるので、できれば基本的には氏家委員のほうの地域医療としてそれを上げていっていったほうがいいと僕個人として思います。

あと、これまた議論おかしくなるかと思えますけど改築は避けられないので、どこかの何らかの形で議会として改築はもちろん将来避けられない問題で1つだと思えます。病院が残ると

したら改築はどうするのだという話になるので、それも議会としてどうしたらいいかというのもどこかの形で触れていかないと、プランが終わってから議論しましょうという話なのか。プランの期間内になると思うのでそれは入れる入れないは別にしてもそういう議論があると思うので、それは入れなくてもいいですけど、今言ったようなことを大淵委員あたりは担保として今後そういう議論していくのか、ちょっとその辺も聞きたいんですけど、僕は地域医療としてそれも含んで今後そういう議論をしていくというような形をとったほうがいいと思っていました。

○委員長（小西秀延君）　　今の本間委員のご意見なのですが、地域医療という認識の捉え方をどうするかというところまで膨らむと、はっきり入れるか入れないかにしたほうが私は明確でよろしいかと思うのです。ここに入っていると、そこに附則説明みたいなことを入れないとならなくなるというか、ちょっと曖昧な表現になってしまいますので、地域医療の確保というのと公的医療の確保というのはまた別問題だと思うのです。それで大淵委員からそれを追加しないかということでございますので。入れるか入れないかの議論をしていただいたほうがよろしいかと思います。

12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君）　　基本は地域医療として残すべきだと。大淵委員はそれを入れてほしいということだから、地域医療の中に公的医療の含みがあるのだったらいいんですけど、別個にして公的医療を残せという考え方だったら、皆さんがそうであれば入れていっていいけど、僕は今、氏家委員が言ったとおり地域医療として残していくべきだということに賛成というか、そのほうがいいのではないかという意見です。

○委員長（小西秀延君）　　1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君）　　地域で押さえるのか、それとも公的な役割を入れて、そういったもので押さえるのかというのは議論してもらえばいいのだと思うのだけれども、施設の改修だとか建てかえという話がもしここに出てくるとすれば、それはまた違う話だと思うのです。だから、そこはここで僕は入れるべきではないと。これはあくまでまちがそういった今後の病院のあり方を示された後に議論されないと、ただ漠然とした話でしかなくなってしまうから、それは入れるべきではないと。

○委員長（小西秀延君）　　4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君）　　4番、大淵です。地域医療という定義をここできちんとするならしたほうがいいかもしれないけど、そんな議論しているのではないでしょう。だって3連携をやるというのは町の方針なのです。町の方針でやると決まっているのです。それから、予防医療の普及、啓蒙を確保すると、当たり前ではないですか。一般病床を確保する。一般病床なくなるのです。地域医療だけだったら療養病床だけにすれば盲腸になったら苦小牧へ行って今度手術しなければだめになります。本当にそれでいいのかと。例えば救急も小児もなくなってもいいのですということ、ここに書いている4つのことというのは公的な部分でしょう。お金儲けだけでやるのなら何も予防医療やらなければいいのです簡単です。それで本当に病院残した

ことになるのか町民のために残したことになるのかということです。僕が言っているのはそれだけなのです。何も難しいこと言っていない。ここに書いている4つのことは全部そういう中身なのです。見てみてください、戸田町長の方針に3連携進めるとなっています。そういうことですそれを担保できるかどうかです。

○委員長（小西秀延君）　　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前11時59分

---

再開　午後1時00分

○委員長（小西秀延君）　　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き町立病院の自由討論を続行いたしますが、ただいまのところ病院の公的役割について、それを記載すべきか記載はせず先ほどの地域医療の確保の方針を早急に示せという一文でのみ報告するか。その議論を続行したいと思います。

ここまである程度意見は分かれているようにも認識をされております。そこで、ある意味公的医療というもののニュアンスを弱めてある一定の公的医療の確保を図るべきとか、それを弱めていくという方針でいけるものなのかどうなのか。その辺も皆さんの感覚を少しお聞きしたいと思います。先ほど広地委員から町民ニーズに必要な公的医療の役割というお言葉もありました。また、反対にそういうのは一切載せないほうがいいのだという意見もありました。大淵委員から出ているのは確実にそういうものはきちんと公的医療の役割を残すべきと。3種類意見が出ておりますのでそれを踏まえて皆さんの自由討論をもう少しいただければと思っております。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君）　　今、小西委員長がおっしゃっていましたが公的役割について3つの考え方があるということだったのですけれども、私はこの公的役割という言葉まで入れると中身にまで突っ込んでいって話をしているような感覚を受けるのです。一番大事なことは地域医療を確保するためにはできるだけ早く町のほうに方向性を示してほしいという意見が出ていますのでその意見が出たところで、それでは本当に公的役割というのはどういうものなのかという話が出てくると思うのです。だからこの公的医療の役割を果たすべきだというのは私はよくわかります。それも必要だと私自身も思います。だからといって、ここに文言を盛り込んでしまったらほかの各論にまでいってしまうと、私は何となくそういう感じがするのです。今委員長言ったように3つの方向性まで出てしまう。そうしたらほかのところもどうなのだと。一般病床どうなのだとか救急医療どうなの小児科どうなのと、そちらのほうまで公的役割はそういうことも入れるのか入れないのかという話にまでなってしまうので、むしろそれは入れないできちんとした方向性を示してほしいと。そして先ほど議長言っていましたけど、先送りするなということを経会として求めていって、そこできちんとした町側の考え方を示してもらった中でもう一度そこでしっかりと議論していくべきではないかと私は思います。できれば公的役割の考え方が曖昧であれば、私は入れないほうがいいのではないかとそういうふう感じております。そういうふうな意見です。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますでしょうか。

ある程度の方からご意見をいただいております。ただ、先ほど私の皆さんのご意見を捉えた認識を述べさせていただきましたが、意見が議会としての統一見解という形にはなかなか難しいというところに至っております。公的役割を残すべきということは今回の特別委員会の中ではそこまでは縛りをかけないということで進めたいと思いますがこれにご異議はございますか。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。中身がどうあろうと私はここに固執するのではないのですが、そうであれば地域医療守るということそのものが非常に曖昧になってしまうし、今までの議論は一体何だったのかとなります。ですからそうであれば一番最初皆さんがお話されていたようにここで何も記さないほうがいいのではないですか。私はそういうふうに思うのです。それだったら議会としてどんな意見を述べるのかというふうにはならないと思うのです、僕は。ですからそうであれば一番最初の議論のように町の結論が出るまで議会の態度は表明しないというほうがもっとすっきりしていいのではないのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 先ほどまでの議論でいきますと早期に地域医療の確保の方針を町側に示していただくというお話までは皆さん統一されたという議論で進んできてまいりました。そこでまたそこに議論を戻すというのは一度見解を一緒に見たものですから、そこは私としては議論は避けたいというふうに思います。その後公的医療のあるべき姿それをきちんと明記すべきだということの議論にとどめておきたいと思いますがどうでしょうか。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 町長が私たちに示した考え方というのは原則廃止なのです。原則廃止でしょう。その原則廃止というものを1つの前提にこれからの地域医療をどう守っていくという必要性を感じているということも町長は言っているのです。その地域医療というのは大淵委員の言われるような公的役割を持つ救急医療、小児科医療等もしかしたらその中には組み込まれるか組み込まれないかわかりませんが、その考え方が示されていないから。ただその地域医療という考え方の中には今まで白老町が取り組んできた疾病予防だとか3連携の考え方というのは地域医療の中に盛り込まれているわけです。僕はそういうふうに思うのです。地域医療というものに対しては。ただ公的役割の中の救急、それから小児科医療そういったものがそれに盛り込まれて出てくるか出てこないかというのはわからないのです、はっきり言って。でも早急にそういった方向性を僕たちが感じ取らないと後々そこに影響を感じるというか、最大限に影響を受けるのは町民だと僕は思うのです。そうであれば早急に町の方向性というのを示しなさいというのは議会の役割だと思うのです。議会の責任でその方向性を出しなさいということは、そこまで皆さん統一ではないかと思うのだけどどうだろう。だからそこで大淵委員の言われる公的役割云々というのは僕も大事だと思うけれどもそこを示されないとその先の議論はできないと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。議論を伺っていくと全員公的役割の確保ということに否定ではないと思うのです。ただ明記するかどうかという問題に移りたいと思うのですけど、さきに大淵委員のほうで整理されたように4つあります。いいという公的役割の確保。このうち3つは誰も否定しないと思うのです。ただ縛りや足かせという部分言葉の表現は別として、さまざまな選択肢を今町が出さなければいけないと。議会が意見を述べる今です。それにどういふ影響を与えるものが入るかどうかというのはきちんと慎重にならなければいけないと思うのです。というのは公的役割の確保は必要だと入れたとします。救急医療も当然その中に入っています。それを入れたとしたらそれは民間移譲だとか指定管理だとかについて、もう一定そこには影響を及ぼします。私は民間になったとします。そのときに救急はやりませんと。小児科もやりませんと。そのかわり病院はきちんと建てかえます、アメニティは充実させますと。そういうふうな方向性が出た場合、そちらのほうがいいのではないかという町民のニーズもあると思うのです。だからそこを今決めることはできないのではないですか。だから私は入れるとすれば町民ニーズ、必要性に則した確保は必要だと思うのですけど、それは具体的なものが町から示されてそこからなりませんか。だから今ここでその方向性にまでこれは一定踏み込むことになりかねないのでないで、入れるのであればニーズや必要性に則した部分。その町民ニーズは今ここではっきりとできますか。私はできないと思うのです。ですので先ほど言ったように入れるとすれば町民ニーズや必要性に則した公的役割の確保だとか、それか入れないか。ということで町のまず考え方をきちんと待つべきだというのが私の考えです。

○委員長（小西秀延君） ほかほかございませんか。3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 地域医療の定義になるけれども先ほど言われたように地域医療と、ただその地域に病院があるだけの話ではないのです。ということで地域医療をやるためには公的な役割も果たしながらそういうニーズに応えるということが含まれているというふうに私も捉えるのです。そこまではいいのです。そしてまた先ほど話が出たけれども、町の方針の中にもそういう文言というのは全部方針としてあるわけですから。ですからそれを言うことは何も各論でも何でもなく本当に基本だと思うのです。だからこれは今まで議会が議論をして、そしてその役割も含めた中で考えなさいと。残すのであればどんな形にしるそれを残すようにやりなさいというのは議会の意思だと思うのです。だからこれは抜かすべきものではなくて入れておくべきものだというふうに私は考えます。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。僕はこれは議会の仕事だと思っているからここでおりたくはないのだけれども、いくらでも時間かけてこの部分についてちゃんと行政に対しての意見を申し述べるということがみんなの意思決定であれば、僕は時間をいくらかけてもいいと思うのです。今斎藤委員の言われているとおり地域医療というのを推し進めていったときの1つの大きな課題として、診療報酬の改定や何かがあって、医師不足だって今そうですね、深刻な問題になっています。そうした中で産婦人科だとか小児科なんかがどんどん閉鎖されていくということも現実社会の中の1つの課題なのです。今広地委員も多分そういったことも言

われているのではないかと思います。その時代に則した地域医療のあり方、公的病院の役割のあり方、そういったものが多分あるのだと思うのです。ただそれを今この財政特別委員会の中で白老町の財政のことも考えながら議論していく中で、そういったことも考えながらもしやるとすれば、僕は最低限の地域医療の確保というものを念頭に置いた病院づくりというのをやる。課題も全部受け入れた中です。そういった課題もわかった中で地域医療の確保だけはしっかりやってもらうということを僕はこれは最低限の条件だと思って言わせていただいていると思っています。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 病院を取り巻く状況というのはそれほど厳しいのだということは私もそのとおりだと思うのです。どんなふうになるかこれから先々を見なければならぬ。だから私たちが何も言えないのではなくて、やはり地域医療を入れておくことによって、後々それが民間になったときにどうしてもそれが入れられなかったという結果が出てくるかもしれない。どんな結果が出てくるかわからないけれども、だけれどもそれを入れることによってどうしてそれが入れられなかったかということは、そのあとの課題として話ができるのではないですか。それが何にも言わないでにおいて、ここに地域医療という言葉が書いてあるではないかというだけの話ではないと思うのです。やっぱりそのところは明確にしておいてどうしてそれが可能になったのか不可能になったのか、それを後で論議すればいいだけではないですか。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 当然自由討議ですからそれぞれの皆さんが意見を出して、どこで妥協していけるかということを探っていくということが自由討議の本来のあるべき姿だと私もそういうふうには思っています。ですからそういう点で言えば、譲れる部分と譲れない部分があるのははっきりしているのです。そういうことでは、今私が言っているのはここで全体の意見、意思を統一することと、その後起きてくることについては賛成多数だとかで議案に出てきたときは決めていけるのです。それと自由討議は全く違う中身だと僕は思っています。ですから、この自由討議で一番大切なのは、議論を戦わせてどこで合意点を見出していくかという話ですから。私はそういう視点で物を見たときに広地委員が言われたこと、僕はそれでも構わないと思うのです。なぜかという町民のニーズのあれはそういうふうになるわけだから。そんなことに固執するつもりはないのです。

もう1つ言えば公的医療というのは定義をきちんと議論しなかったら出せないような中身のものなのかと、議員としてです。僕はそういうふう考えたときに全然そういうものではないと思っていますから。だけどそこに皆さんが固執されるということであれば、僕は広地委員が言っているような中身でも全然構いません。それが自由討議の一番大切な部分だと思っていますから。その後町が出てきた議案についての態度はこれはまた全く別のことなのです。ですから今論しているのは何が大切かといったら、そういうところでうんと議論を尽くした中で何と統一していくか。公的医療残すということと今言った町民のニーズが出てきたらやるということは何も変わらないと思います。だから僕はそれはそれで構わない。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 延々ところ議論しているのですが、今のずっとやっている議論というのは町民ニーズという言葉も出ていとおりの町民の必要性です。だけど患者側の立場になったものの議論は何もないのです。町長も原則廃止と言ったけど、私はあのときに患者の立場になったのかどう考えているのだという思いも随分あったのです。私はやっぱり財政的なことを考えていけばもちろん町立病院は見るとおりです。しかしながら今高齢化率37%、やがて50%間近にくる高齢化率からいく患者側の立場にもう少しなった議論も必要ではないかと思うのです。患者側に立った議論。財政側町民ニーズ、町民ニーズといっても町民の90%は苦小牧へ行っているのです。そのニーズの話ばかりいってもだめなのです。3%でも7%でも患者側の立場になったと議論がもう少しされるべきだと思うのです。そこからやっていかないと患者がながいしろになって、患者のニーズだって絶対必要だと思うのです。そちらのほうも大切なことだと思うのです、私は。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。今、松田委員の指摘のとおりで、私が使わせていただいた言葉なのできちんと受けとめたいと思うのですけれども。当然ですけど患者も町民です。ましてや命をかけて命を預けに来てくださった町民です。ですので、そこは大事にしなければいけないというのは大前提なのです。そこは誰も否定しないのです。今の公的役割の確保だってできるのだったらそれはいいのではないかというのは正直なところではないですか。だからそこは十分配慮すべきだと思います。ただし何で私が町民ニーズで必要性にそくしてとつけたほうがいいのかというのは、先ほども言ったことなのですけど、どういう形が示されてくるかはまだわかりません。もし救急や小児科やらないけどすばらしい病院が来てくれるかもしれない。そうしたらそのときにいやいやだめだと絶対救急や小児科が必要だから公設に行くのかもしれないのです。それかそちらのほう町民のためになるのではないかとそちらの議論になるかもしれないのです。だからそれはまだ今話できないと思うのです。現段階においては。だから、私は折衷案でちょうど間をとったような話でしたつもりは全くありません。そうではなくて、できることなら公的役割というのは常に念頭に置くべきだと私も思っています。ただしそれが一定の方向性に対しておかしなことにならないようにきちんと配慮はすべきだと思っているのです。ただ斎藤委員のお話だとそれは縛りをかけるとかそういうことではないということになるとは思いますが。なのでまずここはきちんと念頭に置くという意味でも、ただし1年後に示されてくる形、その形の中で公的役割はできることなら確保してあげたいというような思いもあるのであれば、町民のニーズや必要性に則したという部分、それは当然患者さんのことも踏まえたそういった必然性に則して公的役割を確保していくということを留意するという話でまとめていいのではないかと思っているのですけどいかがですか。

○委員長（小西秀延君） それではもう一度議論を整理させていただきます。大淵委員から公的役割についての意味合い、それは町民に必要なことということに限定してもいいのだというご意見が出ていました。広地委員からも町民ニーズに則した、患者さん含めて当然利用する

のは患者さんですので、町民ニーズに則した公的役割を確保すべきであるというような一文なら載せてもよろしいのではないかというご意見が出ていますので、そこに限ってもう一度議論をしたいと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。こういう言い方したらみんなが今まで議論したことに水を差すのかもしれないけれどもどちらでもいいのです。ただ何らかの方向性を持って行政に訴えることで行政に一日も早く方向性を示させることが僕は本委員会の役割だと思っていますからそこだけなのです。そこさえ理解していただいて話をするのであれば、どんな表現の仕方であろうが早く出しなさいということが盛り込まれているのであれば僕はそれでいいです。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 行政に答えを求めるというそのことというのはすごく大事なことで最大の任務だとそこは理解します。

それからもう1つは先ほど患者の目線から見てはどうかという意見があったのだけれども、これは公的役割を入れろと言ったのは患者の目線から見て必要だから、これからの高齢化社会の中で絶対必要になってくる、そういう目線で必要だというふうに私は言ってきたつもりなのです。実際には70歳以上になれば病院の利用というのかなりの高率になってきているのです。3分の1から半分以上にはなるはずなのです。ということを考えればそういうことも必要だというふうには見るのですけれども、今言われたようにどうしてもみんなで答えをきちんと探すとすれば、町民のニーズに則したという言葉を入れて、そういうことでまとめることがいいのではないかと私もそういうふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 町民ニーズに則した公的役割ということは入れないほうがいいという意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 今、委員長は町民ニーズに則した公的役割といいましたが、公的役割という言葉自体を削除していただきたい。町民ニーズに則したというのならわかりますけれども、その一言を入れてしまわないほうが私たち議会が一番最初に言ったように早く方向性を示してほしいというところが一番ポイントなので、そちらのほうに重点を置いた意見にまとめていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかほかございますか。それでは皆さんの総意をとるために段々絞っていきますが、町民ニーズに則した病院づくりを、先ほど言った早期に地域の医療確保の上、方針を早急に示してほしいと、そのようなニュアンスの文章でよろしいでしょうか。これはまた小委員会にかけて文章は正確にもみますが、意味的にはそのような意味で捉えてよろしいでしょうか。ご異議ある方は意見を述べてください。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。公的医療になぜこだわっているのか僕はよくわかりませんが、これは19年に出した4つの方針というのはみんなそうなのです。ですから、そこを緩和するなら緩和しても構わないのです。先ほどからお話するように町民ニーズで公的

医療が緩和されるのは構わないのです。公的なものを入れるという意味、公的な役割を入れるということは私は議会として見ても、また町として見ても私はこれは本当に大切な部分だと思うのです。ですから公的な役割というのは強さとか弱さとかそんなことを言っているのではなくて、議会として方向を出す場合は私はこれは入れるべきだというふうに考えます。ですから表現の仕方は構わないです。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。私は地域医療の確保にこだわったのです。地域医療の確保という言葉をもしそれを公的役割という形の中に置きかえることはできないのです。なぜかというところから10年後、20年後というのはわからないけれども高齢化社会がどんどん進んでくるといことはわかる。そういった高齢化社会の中で医療費がどんどん膨らんでくるといこともわかるのです。今の現時点での医療費の話なんかできないのです。そういった中でそのときの地域が求める病院とか、地域の求める地域医療というのはどんどん様変わりしていくことも考えられるのです。病院があつてまちがなくなるような話ではないと僕は思っていますから。ただいづれにしても地域医療というものは欠かせない。地域と行政とまた議会が一緒になって、病院が一緒になって予防に努めて、一日でも長く健康な体でいようというそういった方針の中で進めていかれるような医療体制というのは僕は絶対必要だと思うから。そうであれば町民ニーズだけではだめなのです。はっきり言うと。僕に言わせれば。町民ニーズというものと、また、行政が果たしていく役割みたいなものは僕はやっぱり違うような気がするのです。もし入れるのだったら先ほど広地委員が言った町民にニーズに則した公的役割を入れた病院づくりという形の中でやればいいのだと思うのです。そのときの町民ニーズというのがあるわけだから。だからそれでいいのだと思います。あくまで町民ニーズでやってしまったら全てがそういう話になってしまうのです。僕はそういうふうに思うのです。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私が言っているのは何も難しいことを言っているのではないのです。行政の果たす役割というのは公的役割なのです。行政は公的なものだから。だから、その言葉が入る、それが4,700名の署名も含めた、4,700名の署名というのは町立病院を守ってくれと言っているのだから。だけど、全体としては1万8,000人いるのだから。そういう中で4,700名の方がそうやって言っているのです。その人たちは何を言っているかといったら、町立病院を守ってくれと言っているわけです。そうしたら今言ったように公的な役割ということが入ることによって、その人たちが納得できる部分ができるでしょう。そういうことも含めて議会は考えるべきではないのかと。だから公的役割ということが入らないと。これは行政の役目なのです。町が役割なのです。そうでなかったら町立病院いらぬのです、はっきり言えば。だから、今まで赤字つくってやってきたわけだから。だからそこは私は先ほど広地委員が言われたように、そんなことを受けるのだったら民間受けないというかもしれないのです。そのときにまた議論をしてそれは仕方がないそれでもやってもらおうとなったらやってもらおうのです。賛成多数であろうと何であろうと議会なのだから。ただ今の場は違うので

す、だから僕はそここのところはぜひいれてほしいですというのはそういう意味なのです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今、地域の町立病院になるのかどうかわかりませんが、医療がどうあるべきかといっているの、今の大淵委員が言ったように町立病院を前提にして議論してないはずなのです。だけど町立病院を守るという話をしていましたから。そういう含みで聞こえたから。私はそこではなくて町立だろうと民間だろうとよりよい地域医療をどうするかということを議論しているはずだから、そこで議論をしていかないと公的だとか何かとなったら、僕は必要は認めます、だけど視野が狭くなるのではないかということで、先ほど私はそういう意味で議論したので言っているのです。もうちょっと言わせてもらうけど、それでは地域医療、地域が望む病院といったら救急なのか、小児科なのか、今の時代はそうなのかもしれません。だけど高齢化になったときに院長も言っていました、私がやっている間は町立病院は終末医療をやりたいと言ったのです。それはそれでいいのです。だけど終末医療といったら皆さんわかりますよね。医療チームを組んで、いいアメニティーの中でホスピスがあって、それで終末を迎える。本当に今の町立病院の環境でできますか。そういう部分でいくと、1つの例ですが、そういうこと、あるいは訪問看護、よその町村で先進地あります。ここで皆さん一所懸命議論しているけど、それは町が9月までに案を出す中にどういう医療をつくと含んでくるはずなのです。そのときにここは公的な医療を含んでいない案ではないですかというのが議論されてくるのではない。だから私は今そこに必要と認めます、否定しません。そこを前提に縛りをかけてと言ってしまうとどうなのかという疑念を持っているだけなのです、私は。大きく見たときに、今町は出そうとしているのだから。それを皆さんは早く出せと言っているのです。皆さん一致したのです。その中に本当に将来見越した町長が我々が納得するような、町民が納得するような病院体制できるかもわからないです。そのために公的は抜いたと、だけどこういう病院にしたいのだと、これに賛同する病院がありましたとか、それが出てくるのではないですか。だめであれば公立病院つくるときは今言ったように公的役割を入れればいいのです。それを先に公的ということになってしまうと、町立だとかそういうのが前提になるのかと私は思って余り議論に入らないのですけれども。だからまず町はつくるといことをやってもいいと思います。一步譲れば私もニーズに則したということは、それはいいと思います。私も今言ったように、僕も含めて将来こういう病院があってほしいとかはありますから終末医療とか何か。そういう部分の選択肢は出てくると思いますから。そういう全体医療の中で今白老町の人口だとか財政とかそういう中で一番よりよい病院はどういうものであるということを町が出してくるはずなのです。それを待ちましようと言っているのです。そのときに公的とかそういうことは私たちが今度それをたたき台として議論できるのかと僕は思っているのです。だから公的などということは余り含まないほうがもっとフリーハンドでいい病院の形が出してもらえると私は思っているのです。そういうことです。

○委員長（小西秀延君） 町民ニーズに則した病院づくりとここまでは皆さん一致できると思います。そこに公的な役割もしくは公的病院の役割、そういうものを入れるとなると議論を

生むところだと思いますので、そこはもう少し広くご意見のある方はどうぞ。

14番、及川保委員。

**○委員（及川 保君）** 14番です。私は皆さんの意見をお聞きしてしまして全くそのとおりでというところもあるし、町長自身は原則廃止というこの1点だけで今、皆さん議論をしているのです。冒頭、前田委員のほうから町長の方針に足かせをはめるのではないかというような、この議論に入る前にそういう話もありました。しかしながら一定の議会としても意思はやっぱり示さなければいけないというには思うのです。今財政健全化の中の1つの町立病院のあり方を議論しているわけですから、やっぱりその部分では一定の方向性は示すべきだと。委員長がそれぞれの皆さんの意見を伺った中で先ほどある一定の大まかなまとめを示されました、そういう文言で私もいいだろうという思いでいたのですけれども、そのとき公的な部分が出てきました。公的な部分というのはまず町長の指針、副町長は示されています、何回もおっしゃっています。公的役割の部分の救急医療、それから小児科医療をきちんと最低限確保していきたいというような発言はされているのですけれども、町長ご自身の指針というのは全く示されていない状況の中で氏家委員も再三にわたって述べています、早く方向を示すべきだと方針というか。全く将来図が見えていない中で一所懸命議会がああだこうだと議論しているのですけれども、それをまた進めていってしまうと各論にまた、老朽化した病院はどうするのだとか、建てかえはどうするのだとか、先生の確保は今後どういう方向でいくのだと、今の現状のままで行くのだとか各論に入ってくるとどんどんそちらのほうにまた行ってしまうものだから。やっぱり今、この委員会として町立病院の部分この部分はある一定の方向をそんなに、私は町民ニーズの話も再三にわたって出ておりますので、その部分もしっかりと踏まえたまとめをしていただければ、していくのであれば議会の意思として方向性が出せるのではないかと。余りその公的にこだわってしまうと、現実的にはなかなか今まで改善されなかった部分がようやく猪原院長の改革案が出てきて現実となって今あらわれようとしています。どういう結果になるかわかりませんが、動き出したと。町民の署名運動も相まって改善がなされていくであろうとは確信しているのだけれども、そういう中で地域医療をきちんと町長が示される、来年の9月の段階で示すのではなくて、もう既にあと8カ月、9カ月しかないわけですから早くその状況を示してもらって、こういった議論が各論にまでつながっていける議論をできるような状況を早くつくるべきだとこういう方向を示すのが議会、今の示すべき議会の仕事だと私は思っております。ですから委員長が先ほど示されたものの後に出てきています公的とか町民ニーズとかという話も出てきますので、この部分は私も先ほど公的にこだわっていたのだけれども、余り公的な部分でこだわって、冒頭の前田委員の話ではないけれども、足かせをはめていくというのはどうなのかという疑問も実は持っております。

**○委員長（小西秀延君）** 皆さんからご意見をもらって、ちょっと一度はまた私でまとめさせてもらいたいのですが。公的役割も担っていただけるならこれはきっと担っていただいたほうが、例えば民間がやるとしてもそういう形になるのが、できれば皆さん理想だということは一一致できるかと思います。ただ先に余り各論を打ち出してしまうと今後のお互いの話し合い

の妨げになる可能性もあり得ると、それを排除しながら公的な役割も考えていくという文章を今頭に浮かべているのですが「町民のニーズに則した公的役割を考慮し、早期に地域医療確保の上、方針を示すべきである。」このような文章のまとめ方で進めば縛りを大きくかけるものではないというふうなニュアンスにはなりませんし、公的役割という基本原則は文章に入れられるのかと思っております。それに対してもうちょっとこうしたほうがいいのか、全くだめだとか、またこれも皆さんのご意見があると思います。そこでまた自由討論を再開しご意見をもらえればと思います。主な文書で言わせていただく、これはもっと小委員会でまたもみますし、皆様からのご意見をもっと入れて付加していきたいと思いますが、「町民のニーズに則した公的役割を考慮し、早期に地域医療確保の上、方針を決定し示すべきである。」というような主な文章として上げさせていただきましたが、これはまだ詳細がもんでいかなければならないかと思いますが、皆さんのご意見を多く入れていく一文として、今ちょっと考えて皆さんにご提示をさせていただきましたが、よければそこからまた意見を叩いていきたいと思っております。5番、松田謙吾委員。

**○委員（松田謙吾君）** 今の委員長のまとめ方からすると原則廃止は反対だと聞こえるのです。議会として。はっきりそういうふうに聞こえるのです。今のまとめ方は。原則廃止は反対だと、議会として。いろいろやったら反対だとか聞こえるのだけれども。私は原則廃止反対論だからいいのだけれど絶対反対ですから私は。だけれどもそれでいいのですか、みんな、私はそういうふうにはしか聞こえないのです、そのまとめ方は。それでいいのなら私は大賛成です。

**○委員長（小西秀延君）** もうちょっと詳しく説明を加えさせていただきますが、町民のニーズというのもこれは幅広く捉えられます。なおかつ地域医療の確保というのもすごく幅広い意味で捉えられます。原則廃止を阻む文章というふうには私は認識して言うてはいないのですが、そのように捉えてそのような文章にさせていただきます。

8番、広地紀彰委員。

**○8番（広地紀彰君）** 8番、広地です。今、委員長説明されたのでそれで結構だと思っております。というのはまず縛り論です。さまざまな形態、訪問介護だとか終末期医療だとかいろいろな病院のあり方、そういった部分に対して縛りや足かせというようなことになってはいけないという議論が今ありました。委員長のまとめではそれにはならないと思っております。というのは、民間の病院を選定する場合に必ず入ります、今の委員長がおっしゃった話というのは視点として絶対に入ります。町立病院が民間移譲の際には公的役割については入るようにします、絶対考慮します、そこは。そこは物差しの1つには絶対になります。全くそういうことを無視して民間どこでもいいということにはならないでしょう、結局。だからそこはいずれ入る視点なのです。そこについてだからこそ触れなくてもいいのではないかという部分もあります。ただやはりそこにはきちんと議会の意思としても大事だし、さらにできることであればこういったさまざまな公的役割の部分を実現してほしいという願いは共通したのも感じるもので、それについては民間であっても私は構わないと。委員長案に対しては民間も含む指定管理も含めていきたいと思います。その対応のあり方の方向性を出しているものでもないですし、今の議会の議

論を踏まえた非常に適切なまとめだと思います。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） まず最初に委員長のまとめた中で地域医療の確保と出てくるではないですか。それは僕いらないと思うのです。ダブらないですか。そのときの地域のニーズに合った公的役割を果たす病院をつくってほしいということをお願いしたいのでしょうか。そうであれば地域医療は今までの町立病院の形態の流れからいっても、進め方からいっても入ってくるのです。僕はそのように思うのです。だから言葉を繋ぎあわせて何とか収めるというやり方をとるのか、みんなの意見がある程度集約しながらやるのか。でも別にダブって考えられるものだったら、そこで1つに集約化して町に示すのも僕は一つの手だと思っています。

そして、松田委員が先ほど言われた話なのだけど、僕はこれ今、民間になるのか。民間だっ  
て受けないかもしれないでしょう、はっきり言って。先ほど言ったみたいにこれから医療費が  
どんどん膨らんでくる中で白老のまちにきたときに民間がやってくれるかどうかというのもわ  
からない話でしょう。でも病院はなくせないと。1年間今こうやって様子見るといって急  
に何かなくせないわけだから。もしかしたら規模縮小するような形のものになるかもしれない。  
これはわからないのです、はっきり言って。だから僕はなくする方向では多分考えてない。今  
の議論の中ではです。この議会の議論の中ではなくする方向では話は決して進んでなくて、  
何らかの形をもって残そうとする気持ちが、今、議会の議論の中になっているのではないかと  
僕はそういうふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 私の出した文章なのでもうちょっと説明をさせていただきますと、  
地域医療で言えば地域医療までは皆さん統一見解で一緒なのです。地域医療の確保というのは  
大前提だと思うのです。町民ニーズにそくした公的な役割を考慮するというのは地域医療とは  
また別物だと思うのです。大前提を外すとまたニュアンスがかなり変わるといふに私は捉  
えたものですから、そのように出させていただきます。

3番、齋藤征信委員。

○委員（齋藤征信君） いろいろと皆さんの気持ちを全部合わせると、今委員長がまとめた  
ような言葉になっていくのかというふうに理解します。それでただ聞いていて言葉の重なりだ  
とか、ちょっと言い回しが変わると思うところはあるのです。そこまで今ここでやらなくても、  
後は小委員会にお任せしてその部分で整理をしてもらおうということに納得できるのではないかと  
思いますのでそういうふうにしてください。

○委員長（小西秀延君） ほかの方はどうでしょうか。よろしいでしょうか。先ほど述べた  
文章を基本としてこれはまた精査をさせていただきます。その上でまた委員全員にできた報告  
書でまた皆さんにご了承を得るといふようなスタイルにしたいと思いますがよろしいでしょ  
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしと認めます。

第3章の④です。その他という部分に入りたいと思います。その他でご意見を持ちの方、も

う一度改めてお願いをいたします。

**○委員（前田博之君）** 計画について前に自分は担当課に行って話しを聞いて議論したのですが、8,900万円という数字が先ほど松田委員のほうからもいろいろ出ていますけど、これが本当にどこに反映されているか、まるっきり出ないのです、数字やっても。その8,900万円を試算表に当てても合っていないのです。そして細かいことは別として本当に26年は一般会計ここでは2億5,200万円なのです。この数字が繰出金のもう限度だということに絞るのか。そして、医業損益が3億700万円になっています。それと経営損益が1,900万円なのです。そういう形で収まれば原則廃止でなくなるのだと。これが繰出金も2億5,200万円をオーバーしてしまったと、あるいは経営損益が1,900万円割ってしまったと、赤字になったと。そして、ここに出ている表だって、後からもらったものですが、医業収益が経常収支比率が27年で100になっているけど2,500万円引いたら98%ぐらいしかなくなっているのです。100いかないのです。そういう今までの前段の議論は別にして、本当のこの数字を見たときに原則廃止の数字がこれでいいのですということを議会は認めるかどうかということちゃんと整理しておかないと、これをとって原則廃止、継続ということになったときにいっても遅いのです。だから、このときにちゃんと整理しておくか。そして、27年に改めてまた2,500万円ふやすのです。原則廃止といながら繰り出し金を2,500万円ふやして継続しますとやっているのです。特例債は別です。あくまでも経常的な繰り出し金をいっていますから。そういう部分が皆さんちゃんと中身を見てきていると思いますが、それでいいのですかということなのです。私皆さんがいいのならいいのだけど。その辺の議論をしなくていいのですかということです。原則廃止はそこにしているわけでしょう。経営状況をみてからといっているのだから。

**○委員長（小西秀延君）** ここで皆さんこれでいいのですかということではなくて、こういうふうにしたほうがいいという前田委員のご意見がほしいのと、それを戦わせるのであれば町側がいるときの意見交換に私はなると思うのです。ここでどうですか、こうですかと私たちと意見を戦わせても結論は出ないと思うのです。前田委員いかがですか。

**○委員（前田博之君）** 私は数字についていろいろやりました。やったからのいいのです。皆さん意見出なかったからいいですけど。私が言っているのは、この額はこの額で出てくるから、今まで議論している原則廃止は1年の経常状況を見ますとこう言っているわけです。そうですよね。その数字が私が言った数字なのだけど、皆さんはこの数字をちゃんと精読していると思いますけれども、これでいいのでしょうかと私聞いているのです、逆に。私は向こうで議論交わしているから、8,900万円はこの表には反映されていないといっていますからそれはそれでいいのです。ただ、皆さんがただ今みたいな病院の大きな議論はされたのだけど、この表が出てきて、何回も言うようだけど町長も経営状況を1年間見ながら判断すると言っているから、多分この数字をオーバーしたら原則廃止だと思います。だけど町長はそれを追及したら曖昧な答弁になっているから、私の意見は町がいたときに議論していますから皆さんわかってきていると思いますけど、逆に意見が出ていなかったから、1年間経営状況を見て判断したとき、この数字でどうなのですかと議論を皆さん討論するのにそういう意味です。

○委員長（小西秀延君） 前田委員はこの数字では正しくないと思っているから議論を戦わせたということですね。

○委員（前田博之君） そして、27年に2,500万円を26年度の経費を見て、経営状況を見て27年以降ずっと2,500万円繰り出しをふやしているのです。経営改善26年としながら。それでも皆さんはよしとしますかということです。私はだめだと言ったのです、町当局には。そういうことです。それは議論する必要はないというのならそれでいいです。私の思い込みだったらそれでいいですけど、どうですかと言っただけです。だけこのまま決まれば、今度、予算審議したときに、いやいやこのとき2,500万円27年に出しますとなったときに何も言えないということです。経営努力が仮になくて赤字になって2,500万円積んでしまったら。いい結果だったら別です。だけ町はいいです、これを見ているからいいですねと言われたときに、経営計画そうしたら議会はどうですかということにならないことを懸念して言っているだけですから、何も必要ないというのならそれでいいのです、私は。

○委員長（小西秀延君） ここは自由討論の場で議論を戦わせる場でございますので、繰出金がふえている、増減があるということで皆さんと議論をしたいということによろしいですね。前田委員は繰り出し金は統一すべきだと。そういう議論でよろしいですね。

○委員（前田博之君） 私は26年度でこれだけ経営改善するのだから、それを延長すれば27年にわざわざ2,500万円出さないで、経営努力した形の中の26年のベースの中で経営をやってくださいというのが筋ではないかということです。何で1年終わったらすぐ2,500万円ふやさなければだめなのかということです。それで数字で経常収支を100にするのはおかしいでしょうと言っているのです。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 今の理屈はよくわかります。ただそれは町の方針なのです。間違っていようと町の方針でこういうふうにするということなのです。それに対して前田委員は指摘をしたと。それに対しての答弁がないと。実質的にあったかなかったかわからないけれども、満足がいける答弁がなかったとこういうことだと思ふのです。大切なのはこの院長が出された部分のことをやっても原則廃止かもしれないし、やらなくても努力が認められれば原則廃止ではないかもしれないという答弁、僕はここのほうがよっぽどおかしいと。そうしたら何のために努力するのかとなるのではないかと思うのです。こちらのほうは町がそういう計画を出すわけだから決算なら決算で認められなかったら認められないという意思表示をして反対すればいいわけです。これは町が出したものだから。それはそれで僕はいいと思っています。前田委員が今言われたことについては。そういう議論であれば、僕が今言ったことのほうがよっぽど矛盾していると思うのです町も答弁が。そうしたら一体、原則廃止は何なのと一番最初に戻るからやめますけど、それを早く出せというわけでしょう。僕はそこはそういうふうにあります。これは私の意見ですから。それは決算委員会でやろうと、予算委員会でやろうと構わないわけだから、ばんばんやればよいと思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私も、今、大淵委員の言った本質論というか前段も別な形で今言ったようなことも私は言いましたけど、そこが一番肝心なところだと思います。多分ここでは意見出ませんから、私も言ったようにそういうところで議会も試されると思いますから、今言った発言というか、質疑というのは非常に貴重なものだと私も共通認識しています。それで、それ以後の数字については今議論ありませんからそれはないけれども、ただ私は 27 年度以降の 2,500 万円に対して上がっていますけれども、僕はもう少し議論しておく必要があるのかと思いますけれども、それがなくてそれぞれの範疇の中で別の立場の中で議論するというのであればそれでいいと思いますけど、ただ少数意見になるかもわかりませんが、議会のほうに経営努力とするといいながら 26 年は 1 億 1,000 万円落として 4,000 万円収益の努力をしていながら、なぜ 27 年度以降は新たに 2,500 万円までオンして黒字化みたいな数字にしないといけないのか。私はこの試算表に対する信憑性を疑いますということですから、これは皆さんの意見まとまりはしないと思いますけれども、数字的な客観的な見方の部分で、もし付記できるものなら付記をしておいていきたいと私は思います。議会の中でもやっぱり数字的なものを細かく議論したということも必要かと私は思います。

○委員長（小西秀延君） 4 番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。今、前田委員言われたのはそのとおりなのです。ただ、こういう解釈も僕はできると思うのです。これ病院は継続するというを前提しています。そうなるとうなるかという、病院を継続するために繰り出し金をふやすということなのです、町は。前田委員はそれがだめだというわけだから。僕でもいいのだけど、ある人は、繰り出しても続けたほうがいいのではないかという意見だってあるのです。だから、私は病院を継続するためには繰り出し金これぐらいはいいではないかという議員さんもいるのではないかと思います。それぐらいのコメントしか私はできない。これによって継続したときはそうなるという話ですから。継続するかどうかわからないのだから。だから、そういうことで言えば、そのときに今前田委員が言った評価になるか私が言った評価になるか、それは分かれるところだとそこは思いますし、そういう捉え方は私自身は前田委員の言われたことが間違っているとかではなくて、そういう捉え方です、私の捉え方は。

○委員長（小西秀延君） 8 番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8 番です。今前田委員の指摘、大淵委員の指摘のとおりだと思っています。この見方前田委員も質問されていますよね。町側に対して質問されていて私はそこで理解しています。特別利益の考え方があったのでその部分で結局収支を 25 年、26 年はこういう形になって 27 年度からは特別利益がなくなるからこういうつくり方になったのだという町側の答弁を聞いて私は一定理解しています。だから関係計画書事態は議論していないとかではなくて、きちんとそれぞれ町側の答弁を含めて踏まえた形で審議はしていると思っていますので、それに対しての見解はきちんとこれから討論の場で戦わせていけばいいと思うので、今回の病院のあり方についての議論はこれでいいと思っています。ですのもうその議論は先の場面で大いに議論するべきだと思います。この場では結構だと思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員、質問の趣旨は大変ご理解できますが、ただここで計画の1つの数字を議論して全体をこう変えるべきだというのはなかなか委員会では私は難しいのかと思います。決算、予算、または一般質問等で、やはりこういう場面で追及をしていただくのが一番形としてはよろしいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は数字を変えろという意味ではないです。こういう出し方、つくり方、そういうものに対して若干信憑性を疑いますと。もっと誠実なものであっていいのではないかということです。数字は真実ですから。このことをもしできれば付記してくださいということで、何も2,500万円を落として数字を変えるという意味ではないですから。本質違います、それは。委員長ちょっと誤解しているけど。そうではなくて、全体の試算表の中でどうだということを行っているわけです。ただ26年目にいっているけど、27年以降そういうつくり方はどうなのですかということを行っているのです。経営改善すると言っているのに、また。繰り出し金の縮減を図ろうと黒文字で書いているのです。それが27年度以降にまた縮減しないでふやすということはどういうことですかということを行っているのです。それはちょっとつくり方というか視点が違うのではないですかと私は言っているのです。それはもしあるのであればそういうことを、1人しか言っていないからわからないけど、できるのなら一行でもそういうことをちゃんと必要ということです。

○委員長（小西秀延君） 改めて前田委員から委員会報告に付記してくれという希望がございますので、前田委員と同意見の方はいらっしゃいますでしょうか。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 私も今前田委員おっしゃった意味よくわかるのです。ただこれを出すとしたら非常に難しいとは感じているのですけれども、もしやるとしたらここで町側に繰出金をきちんと削減するべきだというような感じの意見のまとめぐらいしかできないのかと思うのです。今回の白老町立病院をこれからどうしたらいいかという一番の争点ところは繰出金の額が非常に大きいということが白老町の一般会計を圧迫している原因になっているわけですから、金額を入れるとか入れないとかということではなくて、やっぱり削減に努めるべきだということは私は入れてもいいのではないかというような意見を持ちます。

○委員長（小西秀延君） 同意見の方がいらっしゃいますので自由討論としますが、ここで一旦休憩したいと思います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま前田委員から収支計画書の27年度からの一般会計からの繰出金、こちらがふえてくるという議論でございます。これは経過としていかななものかということで再度議論をすべきだと、7番、西田祐子委員からセコンドもあり議論するという形になってございます。ただ町立病院のもともとの議論は一般会計からの繰出金が余りにも多いと、そこから根本で財政を

逼迫している一因であるということでこの重点項目という扱いになっているのが議論の根本でございますので、もう一度ちょっと議論の根本からやり直しになるのかという気もしております。そして計画書をつくった担当がこの現場にいないと。なかなか議論を戦わせるにも厳しい一面があると私は認識をしておりますが、意見が出ておりますので皆さんから自由討論ということでございますのでご意見を拝聴したいと思います。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。前田委員の指摘はもっともなのですが、ちょっと休憩中もいろいろ考えたのですが、大前提にまず1年後の決断をやっぱり私たちは議会として迫るという場面になっています。その結果を見極めた上でないとこの部分、多分ここでせつかく前田委員のご指摘を受けて議論しても、それが全く意味なくなる可能性も今あります。ですのでこれはやっぱり1年後に決断を迫った議会の意思としてそちらを大事にしようという話になっているので、前田委員の今のご指摘の部分については町側も交えて議論したほうがより実りあるとも思いますし、ですので今回この特別委員会の中ではこの程度で議論をとどめてもいいのではないかと思うのですがいかがですか。

○委員長（小西秀延君） ほか。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 前田委員のこれについては私、先ほど言いましたけれども、繰出金の削減を最大限努力すべきだというような文言は入れてもいいと思います。その辺をもし前田委員が了解していただければ、本来1年間というものがありますけれども、今後それに向けて町立病院が努力していく中でその視点というものを外さないでいただきたいと思うものですから、そういう考え方は一応ありますけれども皆さんはそれをどう思っているのか。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご意見お持ちの方。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。もともとの議論の発端というのは一般会計繰出金の問題だと思うのです。でも決してそこに戻るつもりはないけれども。今西田委員も言われているとおり1年後の結果を見て判断しなければならない1つの大きな問題でもあるということでもありますし、例えば今までの議論の経過からちょっと考えると、今現在行われている公立病院としての町立病院が経営主体がどう変わるかというのもわからないのです。これが民間移譲にしても何にしても、仮の話をして申しわけないけれども、公的な役割を担ってもらうためにまちからの一般財源からの繰り出しを含めてでもこういったものはやってもらいたいだとかそういう意見もまだ出るかもしれない。その一般財源のあり方というか、一般財源からの繰り出しのあり方みたいなものはやっぱり今後ちゃんと議論していかなければいけないだろうし、いくらでも出せばいいというものではないだろうし、そんなことを言っているのだったら今までどおりの町立病院で十分やっていけるのかもしれない。そうではなくて繰出金のあるべき姿みたいなものをしっかり議論して進めていかないとならない、そういう考え方を私は思っています。ですから収支計画書には今まで以上に上乘せになるような形で数字は見えるのだけれど

も、実際それがどういう動きをするのかというのはわかりません。はっきり言って。前田委員の質問にも何となくうまく理解できないような答弁しか僕は聞こえてこなかったから。いずれにしても一般財源からの繰り出しについての制限、制限という言葉がいいのかどうかかわからないけれども、そのあるべき姿をしっかりと考えながら経営に当たるといことがやっぱり一筆でも書かれていなければならないようなそんな感じはします。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は細かいことを言っているわけではないし、先ほど広地委員話だけど、どういう捉え方をしているかわからないけど、私は町側とかなり数字的な議論しましたけど、結果的に質問に対しての答えはなかったのです。明確な答弁、仮に27年度以降ふやす部分と、それと8,900万円が本当になぜ予算の中でちゃんと見えてこないかということが曖昧だったです。だから私今ここでそういう姿勢だから言っているのです。だから、数字ではなくて、今の氏家委員からもお話ありましたけれども、経営改善に取り組む繰り出金を縮減しますとこう言っているのです、第3章で。そうしていながら、なぜ27年度以降繰り出金が26年度ベースにしてふえるのですかと言っているのです。先ほど松田委員お話したように原則廃止はどこへ行ってしまったというのは本当にそうなのです。私はそういう意見を町長の言葉そのとおりと1年の経営状況を見て原則廃止だということから、今言った数字をオーバーしたら先ほど大淵委員も言っていましたけど、曖昧な部分があるからどうなるかわからないけど、そこは議会も許しているということは議会も責任あると思うのだけど、皆さんそういう考え方でやむを得ないと思うけど、私はそういうことを言っているのです。だから数字は別として、これ以上までも経営努力して繰り出金の縮減にさらに努めるべきだとそういう文言を1つ入れてもらいたいということなのです。27年ふえているのに26年経営改善しているのに。何も疑問感じませんか。繰り出し縮減しますというものが、議会に出して32年までの表で27年からずっと2,700万円ふえていくのです。そういうことを疑問感じないのですかと私言っているのです。私はだからどうすれと言っているのではないのです。ただ大まかなそういうことは町側にも示唆しておかなければいけないのではないのですかこう言っているだけです。何も賛同をもらおうとかそれでよかったらそれでいいのだけど。私はここでそういう考え方はおかしいでしょうと、町側の姿勢が。ちゃんと明確な答弁あったら私も納得します。なし崩しでわからない中できょう来ているわけです。それでだから、あのときも試算書を修正して直すなら直してくださいといったら直ってきていないのです。だから私は言っているのです。いつかは私は原則廃止に27年度以降なると思います。26年で経営形態変わらないと思います。続くと思います。そのときに大淵委員が言った話には結果的になるけれども、その前に今プランを議論しているのですから、そういうことをちょっと示唆しておいたほうがいいのではないかと言っているだけです。入れなければ入れなくてもいいです。私余りこだわりません。ただそういう意見だけは議会でもあったということとはちゃんと真摯に受けとめておいてほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかが意見ございますか。

議論を皆さんから拝聴いたしました。優先して先ほど皆さんからご承認いただいたもの

けでいいのではないかという方と、それは基本だから別段付議してもよろしいのではないかという方もいらっしゃいます。当然、一般会計からの繰り出しを縮減するというのは原点のことですから、書くことにさほど異論がある方もいないと思いますが、再度先ほどの文章に付議するという形で異議のある方はいらっしゃいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしと認めます。

それでは、一般会計からの繰り出しは必要最小限縮小を配慮すべきというような一文を入れさせていただきたいと思います。

ほかにその他お持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なければ、以上で第3章の町立病院に対する自由討論を終了いたします。

次に2番目、バイオマス燃料化事業。論点は3つであります。論点1の休止、論点2の廃止、そして論点3の8時間稼働、これら3つの論点は合わせて自由討論を行いたいと思いますので皆さん自由討論があります方は挙手の上どうぞ。

9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。まず休止、廃止についてですが、本文にも書かれてありますように地方債の一括償還、これを考えると今の財政状況を考えた中では8時間労働についてはこれから討論というか皆さんで意見を交わしていく必要があるとは思いますが、そこを考えた場合には休止、廃止についてはできないというような現状があるかというふうに思います。その中で行政側が一番財政に対して影響はないとはいいいませんが、この中でのベターな方策として8時間稼働と出たというふうに私は理解するので、私はこのままの形で行うべきだというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） ほか。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） レジメつくってくれていいのですが、休止と廃止と言っているけど、休止という意味と廃止という意味はどういうふうに議論したらいいかと思って。休止とか廃止が議論していく中には使い分けしてやらないとだめなのかどうかその辺どうなのですか。例え方によっては違ってくると思うのですが。

○委員長（小西秀延君） 論点としては別になっておりますので休止の考え方ではこう、廃止の考え方はこうだというふうに述べていただければよろしいかと思います。

9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） まず1番の休止についての考え方ですが、休止ということは何らかの理由があって生産稼働を一時とめるというふうに私は解釈しています。廃止については事業そのものをやめて施設等々も撤去し、もう何もなくなる状況のことを廃止というふうに認識しております。その中で先ほど言ったような形といたしますか意見で休止、廃止について

は現段階ではできないと。その中ではベターな方策として8時間稼働とについて、このような形で進めるべきだというふうな意見です。以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） そうすると、ここでバイオマスである3の一般廃棄物広域処理プラス運転規模縮小の試算が出ています。これに対する持ち出し金とかいろいろ出ているのだけど、これの部分は8時間のところで議論すればいいのですか。整理の仕方、トータル的でやっっているのか。せっかくレジメつくっているからそれに沿ってやりたいと思っているのだけど質問のきっかけづくりができないのです。皆さん持っていると思うのです、考えを相対的に、ただこうやって分けてしまうと。

○委員長（小西秀延君） 先ほどご説明しましたが、休止も廃止も8時間稼働も合わせて議論できますので、その中で自分のご意見をここは討論の場ですので、戦わせる場でございますので、ご自分の意見をそこで述べていただければと思います。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） どういうふうにきっかけをつくっていくか補助金の返還の関係も出てきて休止、廃止の議論もしなければいけないと思いますけど、まず口火を先に切らせてもらいますけれども。先ほど言った試算表の3の廃棄物広域処理と運転規模の試算、これを合わせると26年度で3,200万円です。32年までで2億3,500万円になります。ということは本来財政負担が大きくなったから経営改善、規模改善をしますとこういつているのに逆に一般財源の持ち出しになってしまっているのです。私はこれは健全化プランの精神に反すると思います。なぜもう少し具体的な議論されなかったかと。私はこれは今ここの数字は言っていますけど、これを表にちゃんと出ていたら町政懇談会の説明会のときもこの数字は言っていないから、健全化プランのときは、これが出てくれば町民も決してこのままでは私は認めないと思うし、このままいってしまったら議会の責任を問われると思うのです。これまで以上にやっぱり責任はあると思います。なぜこういう数字にしてしまったのか出てきたのかということ。これは質疑でも成案のときに見直ししますといっていますからどういう数字になるのかわかりませんが、あくまでもこの試算でやると健全化プランに対してきた考え方がちょっとわからないのです。だから私はもしこのままであれば、それこそ先ほど議論もありました予算、決算で議論になると思うのですけど、その前にやっぱりこの辺をちゃんともっと町側は議会に成案を出す前にぜひ精査すべきだと思いますけれどもその辺はいかがなんでしょうか。先ほどこれでいいという意見もありましたから。

○委員長（小西秀延君） 小委員会でも論点をちょっと整理させていただいているのですが、まず今回この健全化プランを町が提出してきた中のバイオマス化事業について、これは今論点に上げさせていただきました休止、そして廃止、8時間稼働、まずこの大前提がどのような形がいいだろうということで町は其中で8時間稼働というのを選択した根拠として資料を添付されてきております。まずその大前提は議会としての意見はどうかと。まず

そこを精査して、その中で8時間稼働の中で疑問点があるなら8時間稼働の中の疑問点を報告書にまとめればよろしいかと思うのですが。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） このバイオマス問題5年になるのです。このバイオマス事業を始めるときには、まずリサイクル率が14から92になるこれが大きいのだと。それから、二酸化炭素の抑制効果、これが2万5,000トンになるのだと、抑制効果が。それから、ごみ処理経費の削減これは当時21年にやる前は登別市にお願いして1億7,200万円でやっていたのです。建設費抜いてその効果が8億円あると。これがこのバイオマス事業の大前提なのです。それからこの事業を始めたときからもう一步からつまずいた。そしてその議論をずっと5年間やって、そしてまだ、まだ、まだ、まだという5年間ずっと1つも当初目的に達しなかった。全て当初効果が出なかった。そしてどんどん後退して最後に原則廃止せよと。私は少なくともこの5年間ずっとこのバイオマス事業については質問もしてきたし、それから昨年6月に私はこのバイオマス事業を廃止すべき、廃止するのが一番の効果だ、これは私が宮脇さんの1年前に言っています。それでも耳を傾けませんでした。しかしながらいつの間にか宮崎さんが言ったら一気に廃止の方向に行き、そして登別市にまたお願いにこそそこそ行っている。これがこのバイオマス事業なのですが、私は大事なことは町民が一番不信に思っていることは、このバイオマス事業がこれだけになったのは、私は2度目の財政危機を招いた1つの大きな原因だと思っています。そして、今度はさまざまな効果の中で雇用の場も生まれる。しかしながらその雇用の場もまた縮減しなければならなくなっている状況にある。私は大事なことは8時間にしたら、それから一番町民に迷惑のかからない、一番負担の少ない方法でやるという前に私はこの経過をきちんと丸坊主になって町民に謝らなければいけないと思うのです、行政が。それが1つもない。私は何度も指摘しているのです。きちんと町民にやっぱり責任を明確にすべきだと言っているのですが、少なくともこの責任を明確にしないでずるずるとして、いつの間にか廃止することが当たり前になって、縮小することが当たり前になって、8時間が当たり前になって、いつの間にか町民の負担が一番少ないのが一番いいのだとこういうことに転化されているのです。私はこの前に財政事情がこうなって今こういう状況になっていますから、まずこのことを坊主になって町民にきちんと責任を明確にして町民に行政が示して、それから町民に一番少ない負担の方法、それから4つの先に言った説明をどうなるのか、どうなってきたのかという説明をきちんと町民に果たすべきだとも思っているのです。これがまだきちんとないのです。責任もとっていないし。ですから私はこの特別委員会の自由討論の前に一番先に言ったのは行政責任を明らかにすべきだと、バイオマスもとこう言っています。ですから、この行政責任をきちんとしなかったら議会何のためにやっているのですか。議会はいりませんという言葉も、いろいろきのうからありますが全く議会を無視した行政の今までの、これだけ町民に迷惑掛けて、そして、行政が何にも先ほど言った坊主にもならず、一番町民負担の少ないほうでやる、これだけでいい

のですか。私はここが納得しないのです。ですから私はこの議会でやるべきことはこの部分をきちんとやるべきだと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 松田委員から行政の責任問題ということが出ております。

11番、山田和子副委員長。

○副委員長（山田和子君） 11番、山田です。何月議会だかちょっと記憶になくて申しわけないのですが、本会議のときに町長みずからの言葉でバイオマス事業について謝罪があったと思うのですけれども、その辺松田委員は記憶されていませんか。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） きうからずっと私がいうとこういう発言になっている人が一人いるのですが、私は町議会議員というのは個人のためにやっているのではないのです。1万8,000人の町議会のこれは最高機関なのです。ですから、そういう松田君がどうのこうのとか謝ったとか1万8,000人に謝った話を私は言っているのです。私に謝った話ではなく。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子副委員長。

○副委員長（山田和子君） 松田委員に謝ったとかではなくて、確か大淵委員の質問のときに行政として申しわけないと。議事録見てこなくて申しわけないのですが、判断が間違っていたということに謝罪したと思うのです。その上で今後どうするかということが自分たちができる責任取り方だというような答弁をした記憶があるのですけれども、それでこの財政健全化プランにおいては今後どうするかというところを議論してきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今後どうするかということを議論するために過去をきちんと清算しなければだめなのです。ですから私は言っているのです。そこから出発しないと議会何言っているのだと。これだけ町民負担を前にも言ったけれども、スズメバチの駆除とかあんな小さなものばかり議論をたくさんしました。でもこんな大きな問題をきちんと議論して、そしてその責任を果たさなければ、果たして初めてそれでもスズメバチの駆除事務事業の見直しをしなければならぬのだと。このところも私は納得いかないからこういう発言をしているのです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今の問題ですけれども、謝罪、陳謝云々は確かに町長は議会ではしていますけれども、松田委員が言っているのは事業始まったときに4つのメリットがありますということに対して、私たちほかの議員も言っていますが、ちゃんと説明されていないのです。そして途中で町側はクボタには問題ありませんと、行政に責任がありますと言ってしまうのです。それに対するちゃんとしたバイオマスの技術的きっかけ、0.35も含めて、それをちゃんと整理して町民にも議会にも言っていないのです。松田委員はその部分を言っていると思います。私もそう思います。そして新たに室工大の先生方に頼んでバイオ

マスを改善しますと。技術的にも経費的にもその答申をもらいました。その後に宮脇先生方にも答申をもらいました。結果的に全てそれらを反映されていません。その反省の原点に立って、今言った2つの委員会等に諮って改善策を示された、それを生かしてどうするかということがこのプランに反映されてくると思ったのだけど、私は先ほどに戻るように、全て関係なくして逆にさらなる財源の持ち出しになっているのです。これは本当にバイオマスに対する反省、技術的な問題、経済的な問題、財政的な問題、本当にそれらを精査した上でこの資料だったのだろうか。本来であれば中止とか廃止、町側から言うべきです。そして、この資料だって10億円かかります。これだってなぜ起債が、一括償還はわかります、かかるのは。手法によっては10年かかって払おうが一括で払おうが、これはもともと持っているものなのです。それがなぜ町民に説明するときに一括償還で10億円もかかりますと。これは別に付記する話です。これは別な方法でいくらかでも国と話せば延びるかどうか。もっともっと払わなければだめなのです。そこまで入れてしまって、国ともやっぱり協議すれば返還しなければいけません、だからできません、そういう消極的な姿勢になっているのです。そうではないでしょうと私が言うのは。なぜもっと踏み込んで1年間で見れば4,000万円前後になりますけれども、そういうことを一歩譲っても24年度の決算と比較してこれだけ落としましたと、だからどうするというのが私はこういう試算表ではないのかと。その点について松田委員もそれを踏まえて責任が本当にとれているのかということを行っていると思います。私は本当にそういうことの反省や原点に立ってやったらこういうものは出てこないと思います。私はそう思います。これから中止か廃止か、また議論できますから、そのとき私の意見言いますけれども、今の話からいけばそういうことだと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私の名前も出ましたので、そのところだけ正確にしておいたほうが議論のためにいいと思います。私に謝罪したことは事実であります。それは何かというと、ごみの搬入塩素の濃度が0.35だと、このこと4年半にわたり公表しなかったと。これは事実であります。このことに対して、これがバイオマス燃料化施設の判断を誤らせたということを町側は認めて謝罪をしたとこういう中身であります。中身について言えば。その部分だったと思います。それ以上に拡大はされておられませんので、しかし、根本問題はここにあったのだということを含めて謝罪したということは事実だと思います。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 私たちもこの事業を始めるときにごみ処理の問題以外にエネルギーのこと、それからリサイクル率のこと、本当に日本で最初にやっていくということではすごく意味があることだということでは私たちも賛成したし、大いに期待しました。それで進んできたのです。ところがいまだに残念だと思うのは契約書をやったときに今も話ありました、大体5年間放置されて隠されてきたと。それが原因となって軽易をしてきたということは本当に残念でしょうがない。その分については確かに謝罪をした。謝罪をしたから済む問

題ではない。我々は町民からお前たちも賛成したのだろうと言われます。本当に私たちはよかれと思って頑張ってやっていたのではないかと思ったときにこういう町の不手際でこういうふうになってしまったということは本当に残念としか言いようがない。残念というよりも悔しいです。ということは、このバイオの問題だけではなくて今まで話をしてきた病院の問題も、それから港の対応の仕方も全部共通する町の姿勢があるのです。本当に行政が一つ一つ責任を持って執行しながら、町民に説明をきちんとしながら進めてきたか。そして議会と相談をせずと進めてきたかということになると、全部同じような形で協定書の大事な部分が秘密保護法であるまいし隠されてくるなんて冗談じゃない。こういう姿勢が町にはずっと見られてきた。その責任は問われなければならないということは私も大賛成です。だからどうするのだということになれば、また別な意見述べますけれども、まずその責任部分では本当に今まで言われたようにきちんとすべきだともそう思っています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○（松田謙吾君） 日本で初めての事業だし、これはうまくいくと思って賛成したと思うのです。でも少なくとも私は日本で初めての事業だから失敗すると思ったのです。だから私は反対しました。考えて考え抜いて反対しました。その一番の反対の大きな1つの理由に1万1,000トンつくるのにまちのごみが約8,000トン、そして水分抜いたら4,000トン、それではどこからくるかといったらあとは日本製紙のチップダスト、それから社台の和牛市場の牛ふんまで計算していた。私はあの計画のときに牛ふんや食品加工、これらだって水分が7割か8割ですよ、こういうものを絞って1万1,000トンつくるのが私は不思議だったのです。ただ後からなったらその大きな理由は塩素濃度。私たちは19年10月30日に議員になったのです。そうしたら11月10何日に議案が出てきたのです。1週間ぐらいで出てきたのです。ですから私はあのときに勉強もする間もなかったけれども、そのときにいろいろ考えたときに私は初め1週間で考えたときでも1万1,000トンのバイオマスはどうやってつくるのかと。これが一番の大きな疑問で私はこの議案に反対したのです。その反対が全くそのとおりになった。それから町長がこう言っているのです。バイオマスを残すにも広域処理しても補助金にしてもどちらにしても財政の改革ではないのだと。バイオマス事業の将来をどのようにするかという改革なのだ。ですから私はバイオマス事業がどのようにする改革なのだ。そして町民に一番負担とならない方法。私は少なくとも責任を明確にきちんとしなさいというのは1億7,200万円でやっていた事業が、今度5,000トンに登別市へ持って行って1億8,200万円になっている、今。そして残りがバイオマス事業を何とか運転していかなければいけないから1億1,000万円でやっていく。これが町民に一番負担のならない方法なのか。このことが私は疑問なのです。この財政状況が私は2度の財政状況、改めていうまでもないのですが、たくさんいろいろああだこうだ言っているけれども、私はこのバイオマスが大きく足を引いているこのことが私は行政責任だと。行政の判断の誤りだともう思っているのです。これは港湾へ入ったらもう1回言いますけれども、港湾もそうなのです、行政判断の誤りなのです。

ですからこの行政判断の誤りは行政として行政責任、この責任をやっぱりきちんと明確にしてからそれから始めるのです。次のステップにわたるのです。私はそう思っているのです。

○委員長（小西秀延君）　　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時０５分

---

再開　午後　３時２５分

○委員長（小西秀延君）　　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

バイオマスの自由討論で冒頭から町の責任問題ということで自由討論が行われてきました。ここで一度委員長として整理をさせていただきますが、町民に対する謝罪がきちんとできていないのではないかとのご意見が多かったように認識をしております。まずこの町民に対する謝罪をきちんと議会として報告書に盛り込み明記するべきかどうかということで、また議論を再開したいと思います。松田委員このような形でよろしいですか。それでは議論をお願いいたします。

11番、山田和子副委員長。

○副委員長（山田和子君）　　11番、山田です。第1章のときの議論に戻らと思うのですが、財政状況の悪化の要因のところやはり行政の責任、バイオマス含めてということを入れるべきだというふうに今再確認しました。

○委員長（小西秀延君）　　14番、及川保委員。

○委員（及川 保君）　　町民に対するこの事業自体の始末、まちも認めているのです、この事業は非常に厳しい状況でやってきたのだけれども、結果的には計画どおりに進まなかったと。ここで常任委員会等また本会議の中でも再三認めておるわけです。そうであるならば今回の健全化の計画の中ではやっぱりきちんとそこも踏まえて町側の姿勢が見えてこないと何もなかったかのごとく事業だけ縮小するところという文言、第3章の2の中で述べているのだけれども、淡々と述べていいのかとそういう責任問題の話も先ほどありましたけれども。いずれにしても町民に対するこの事業の失敗というか、そういうことをやっぱりきちんと載せた上で今後事業をどうするのか。これから議論になるのだけれども、そういうことがやっぱり必要だろうと。最低限必要だろうというふうには私も思います。

○委員長（小西秀延君）　　11番、山田和子副委員長。

○副委員長（山田和子君）　　11番、山田です。ちょっと言葉足らずだったのですが、新しい事業にチャレンジしたことはとても高く評価しているつもりであります。ただ、結果的にこういうことになったのですけれども、見込みの甘さというところもあったと思われまので、それがやっぱり財政圧迫している要因の1つと思われまので、先ほど申したように、歳出が悪くなった原因を明確にどこかで記述するべきだと思います。

○委員長（小西秀延君）　　4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君）　　4番、大淵です。私は根本原因は先ほど申しましたように、根本的なまちの間違いの原因は0.35だと思っております。これがもし当初に発表されていれば、

当然、町とクボタが最初に実証実験やっているわけですから、そのとき1.0平均、1.88のごみの濃度が出ているのです、現実にこれは町の発表なのです。そういう中で0.35のごみが入ってくるということでクボタと契約したと、これが約4年半議員にも公表されなかったということが私は根本原因だと思っています。そのことについては議場では謝ったのです。謝ったと言ったらおかしいけど謝罪をしたのです。ただ今松田委員がおっしゃっているように、町民にどういう形で公表したかということになると、確かにそこはなかったかもしれません。結果として今山田副委員長が言われたように財政的に町財政を圧迫した1つの要因になっていることは疑いもない事実であります。ですから議会の立場として考えれば、やっぱりそこがきちんと議会に報告されなかったことが最大の要因なのだけれども、結果として財政がこういうふうになったということも事実でありますから、それが町民の場にきちんと報告されていないとか、再三再四、町民に説明をすると言ってきました町は。ここにいる委員の皆さん方も知っていると思うのだけど、町民に説明をすると言ってきたのです。だけど事実それはやっていないのです。やっていないとしたらやっぱりそこが問題だというふうには思いますし、そういうことがやらなければどこかでけじめがつかなくなってしまうということ言えば、そういうことだというふうに思います。

**○委員長（小西秀延君）** ただいまご意見をいただいている中身で議場では一度は町のトップとして町長が謝罪をしております。しかしながら議会としても町民への説明はきちんとすべきであると。それは皆さん認めるところかと思っております。そして今のご意見の中ではきちんとプランの中にその要因、そして町の責任をきちんと明記し、謝罪するところはきちんと謝罪をして新しいプランを町民の皆さんに説明すべきだと。プランの中でそのような形をとるべきではないかというご意見が多いですが、それ以外にございますでしょうか。それではプランの中で今申しました町の説明責任、そして謝罪をきちんとすべきと本委員会の報告書にしようと思いますがよろしいでしょうか。

5番、松田謙吾委員。

**○委員（松田謙吾君）** これは全国版の朝日新聞なのです、19年5月25日の朝日新聞なのだけれどもこれにはこう書いているのです。有害な塩素濃度が高く日本製紙の条件には届かないのだとこう書いてあるのです。これはまだ仕事始める前です19年5月25日。だから飴谷町長は塩素濃度が高いのを知っているのです。飴谷町長の談話が出ているのです。燃料の販売益も出るため、施設建設費を負担しても年間5,000万円の経費削減効果が期待できるとちゃんと全国版に。そして実現すれば画期的な数字だと。技術的には自信があるのだと。そしてまちを活性化させるのだと。やる前に全国版の朝日新聞に出ています。飴谷町長は塩素濃度が高いのわかっているのです。ちゃんと書いているここに。後から見てください。それからもう1つ、こういうことも書いています。クボタサービスがまち役場に1枚のパンフレットを持ち込んだ。高圧でごみを分解し有毒ガスが出ない燃料もつくり出す新手法。そして飴谷町長が試す価値はありそうですとこうなっているのです。ですから私はこのところから本

当に日本で初めての事業、ここに全部考え方がいってしまっただけで始めた事業なのです。そして私の判断でしたとも言っているし、ずっとクボタの責任なのだと。2年たって22年にクボタの責任なのだとはっきり言っているのです。ですからクボタの責任にして、そして今このような状況にして、本人はいないのですが、ですから、戸田町長の責任はないのです、本来は。しかしながらこれを知った上で戸田町長が踏襲すると言ったのです。続けていくのだと。ですから私は戸田町長がやはり尻拭いをしなければならないのです。町民にきちんと説明をして責任を取らなければならないのです。だから私は今回こればかりではないのです。この2度目の財政危機、この説明の責任はこれも含めて、港でもう1つ、私は同じようにまたやるつもりですけれども、きちんと責任をとってもらう。この責任をきちんととらすのが議会の責務なのです。これをやらなかったら議会はいりません。私はそう思っております。

**○委員長（小西秀延君）** 松田委員から追加の説明をいただきました。プランの中で町の責任、そして説明、謝罪をして新たなプランのスタートとしていただくというような明記にさせていただきますと思います。

それではバイオマスの自由討論を引き続き再開いたします。どうぞ。

休止、廃止、そして8時間稼働の中では冒頭に吉谷委員から休止、廃止は一括償還がかかってくると。これから8時間という形で進んでいくという町の方針にはそれでよろしいのではないかというご意見をいただいております。ほかの方から休止、廃止等でご意見ございませんか。

13番、前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 私は原則は休止し将来は廃止すべきだと思っています。それでこの資料2の中で事業の廃止について補助金、起債、一括償還と施設解体などの必要であり事業は困難であると。もうここで廃止はだめだと限定してしまっているのです。ということは町側に対して幅がないのかと思うのですが、私はずっと今まで議論していますから中身は省略しますが、やっぱり国のほうに事業休止、これをちゃんと町長は腹を決めて補助金の返還は免除を前提に交渉して、廃止ということになると解体施設も出てきますから、補助金の返還を免除してもらって当面休止するのだというような方向にぜひ転換してほしいと思います。その間休止に至るまでの間に登別に持っていき、8時間にします。私は8時間でこれだけの3,000万円以上のお金をかけるのは反対ですから、もっともっと圧縮する。8時間の方法もこれからいろいろ議論あると思いますから、それは抜きにして。そういうことを含めてここはもっとこの起債の部分については先ほど言ったから言いません。そういうことをすべきです。それで施設解体も休止して企業誘致で底地が誰が持っているかどうかは抜きにして、まず前向きに休止してここを中の機械類は別として、できればある程度別の方向で使えるようにすればいいのですが、そこに企業誘致してこの施設を使ってもらおうとか。もっとそういう前向きで考えた健全化プランにぜひ持ってほしいと思います。だから

国のほうでも町長がみずから、仮に3月なら3月で切って町長はあらゆる努力をして、あらゆる人脈を使ってそういう部分でいくべきです。汗を流すべきなのです。その結果云々はありますけど。そしてもう1つ言わせてもらおうと、町は機械がとまったり故障して動かなくなったらそのままやめると言っているのです。そうであれば前提に先に私が今言ったことの手を打つべきなのです。あしたかもわからないし3年後かもわからない、壊れて動かなくなったときにどっちみち、今私が言ったことを国とも話さなければいけないのです。そうであれば事前に整理すべきであるし、ある程度の残存価格も休止にしておいて、あるいは廃止での話し合っている中でやって調整している間、時間がたてば残存価格も段々減ってきますから。まずことしの4月から休止させてもらおうと、そういうような目標をちゃんと設定して町長みずからやっぱり農水省あたりと十分にやると。ここで事業廃止は困難でありますといったら全然前に進まないのです。そして何回も私口酸っぱく言うけれども、3,000万円も7年間で2億何ぼも新たに負担して。その前段は先ほど松田委員からも話していますから言いませんけれども、そこまでなげしなければいけないのかと。これだけ町民にまだまだ負担をかけないといけないのかということ。針の穴に糸でも通すぐらいの国の補助金返還も免除を求めて休止してもらおうということをやって、登別のほうに全てを転化すると。よって経費を落とす。私はそれぐらいの筋書きがあつていいと思いますけれども、ぜひそういうような形の中でもしできれば意見として、私の意見が全てではないけどある程度整理をして議会の方向性を示していったほうがいいと私は思います。

○委員長（小西秀延君） 9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 言っていることはわかるのですが、ただ本当に農水省なり何なりに町側は働きかけをしていないのかどうなのかというのは憶測でしかないですし、それが逆に町長が行ったときに、町長みずから行ってできませんと一括で償還してくださいというふうな返事をいただいたときにはどうするのかということも考えていかなければならないというふうに思うのです。そこを考えたときには私は読み取るには行政側も多分農水省にはかけ合っているというふうに判断していますし、その結果として今現段階では厳しいと、その中で出した方向性が今のこの事業を大幅に縮減したこの方法が一番ベターだというふうな判断だという認識を持ったので私は現段階ではこのやり方が一番いいのではないかとこのように考えています。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） そういう経過の話ではなくて手段の話ではなくて、政策判断の目標をどこに持っていくかということを私は議論しているのです。それでは吉谷委員に聞きませうけれども、このままやって毎年3,000万円から4,000万円新たに負担してもいいということですね。

○委員長（小西秀延君） 9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） この金額3,000万円、4,000万円が妥当なのか妥当ではないのかと

いう判断はまた別な話だというふうに考えるのです。これが今現段階で考えられる一番最初かからないところの金額が3,000万円、4,000万円という話なので私はその努力は今後も続けるべきだとは思いますが、その金額が妥当かどうかというのはまた別の議論だというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君）　ほか、ございますか。4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君）　4番、大淵です。この問題で僕が今一番懸念しているのは要するにリスクを背負いすぎていると思うのです。それはどういうことかということ、先ほど前田委員も言われましたけれども、例えば町は大きなトラブルがあったときはとめると言ったのです。議会でそういうふうに言ったのです。1,000万円まで出すのか、500万円だとめるのかよくわかりませんが、それに沿って7年間実際に現実問題としてできるのかと私は思います。ですからそのときに判断するのか、それとも前田委員が言われたように実際に今そのことを考慮に入れながら動いていくのか。これによって僕は大きく違うと思うのです。もちろん誰もいつ壊れるかわからないのだけど。それでは1年後に壊れて2,000万円かかると言われたときどうするのかというのがあるのです。それを議会が出たところ勝負だというわけにはいかないと思うのです。何ぼ金かかっても直すというのならそれはまたちょっと考え方のニュアンスは違うのだけど、そのときとめてしまったらどうなるのかと。これはやっぱり聞いてもそこまでしか言わないのです町は。いくら言っても言わなかったのです。だからこのリスクを考えた場合に本当に8時間の営業で7年間いけるのかというのは僕はやっぱり甚だここは疑問です。ですからやはりあらゆる手段を投じて町的前提は補助金も起債も建物も全部一括でやらなければだめだという認識なのです。だから10億円は無理ですという考えなのです。本当にそうなのかというあたりです。起債は今までどおりに返す、起債は返さないわけにいかないのだから一括返済ではなくて。あと補助金はそれぞれ減るなら減る年度をきちんと調べてそれで対応できるか、前田委員が言ったように国と交渉して払わないという方法にするのか。だから休止と廃止で違うというのは休止の場合は多分起債は一括返済でなくてもいいと思うのです。あとは日本製紙と交渉して壊すのをもうちょっと待ってもらって、日本製紙さん、どこかでこれを使ってもらえませんかとか何だとかという方法が本当はないのかどうか。ただ10億円がすぐ出さなければだめだとかという議論になるのかどうかというあたりです。そこら辺を僕は精査すべきだというふうに思っています。それが無理であれば本当に補助金を返さないでとめるというのも私は1つの手段だというふうに思っています。なぜかというとなんかでもそれが何百万かはわかりませんが町が出すお金でいえば一番少なくなるという可能性が高いからです。

○委員長（小西秀延君）　14番、及川保委員。

○委員（及川保君）　14番です。この事業というのは私も何とか計画どおりにいってほしいとこういう思いできたのですけれども、昨年の常任委員会の説明の中でも町側から副町長が謝罪する状況になってきょうがあるのですけれども。先ほど来、前田委員からもほかの

委員からも話があったように、やはり出されてきたこの計画縮小して8時間にして何とかやっていると、これは今回の特別委員会の中でも再三答弁しているのです。ところが結局は実にならないものを国の補助金絡みの中で縮小して継続せざるを得ないと、この今の町側の判断です。ところがそうであると今度はまちが、先ほど来、皆さん言っているように血税を3,000万円これで行くと3,500万円、前年度比ですよ。血税を言い方がちょっと乱暴かもしれないけど、どぶに捨てるような状況の中でこれを7年間、今大淵委員からもあったように投げていくと同じ状況なのです。それを積み上げると幾らになると思いますか。それを町民にさらにこのプログラム中で負担の強いているわけです。そうであるならば町長も不退職の決意で国側ときちんと煮詰めるぐらいの腹を固めて事業のどうするかということを戸田町長が進めてきた事業ではないのだけれども、これはやっぱり町のトップとしてバイオマスに継続をこれからかけていくということは、私は昨年ちょっと設備も見させてもらいましたけれども非常に厳しい、まだ4年、5年の設備ではないのです。これがいつ壊れてもおかしくないような既にもうそういった事故が起きたり、修繕に経費がかかったりしているわけですから、どこかで大きな修繕費がかかる、まちはその時点でストップせざるを得ないと言っているのだけれども、そんな曖昧なやり方で町民説明できないです、どう考えても。そうであるならば先ほどこの事業はこれが最善の方法だというふう委員もいるのだけれど私はそう捉えないのです。町民に負担を求めるのであれば、これからこのプログラムで負担を求めていくのであれば、そういった細かなところまで今回はいろいろとサービス低下何かもあるのですけれども、この部分をやっぱりきちんとやっていかないと、けじめをつけないとなかなか町民の皆さんの理解は得られないと私はそういう思いでいます。何としても休止、廃止どちらかの方法で廃止となれば先ほど来言われているように、土地は日本製紙なわけですから取り壊し含めてそういった状況はわかるのだけれども、譲歩しても休止という方向に持っていかないとだんだんと本当にお金をかけてやっていく事業ではないと私はここで申し上げておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 私が述べた話ですが、正直に申しますと廃止できるのであれば廃止したほうが良いと思います。それは前田委員が言うように年間3,000万円も4,000万円も出すべきではないです。それは当然のこと私もそれは理解しますし、そのように思うのですが、やはりこの引っかかる場所補助金と地方債この部分がこういった形でそれを実現するためクリアになるかという部分だと思うのです。その部分がはっきり明確になった場合はそういった考え方もできると思うのですが、そこがない現状の中で今どう進めるべきかと考えたときには私は8時間労働で進めざるを得ないという判断で私はこれが今ベストではなくてベターと言ったのはそこなのです。本来であれば言うように負債の部分は出さないほうが間違いなくそれは誰しもがそう思うのですが、その部分がはっきり明確になっていない現状の中でどう考えますかと言ったときには、僕はそういう方法しかないというような意

見で8時間稼働というのが今行える一番最善の方法かというふうに考えました。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。もう議場の意見は一致していると思いながら話を伺っていました。大前提にごみ処理は住民の生活を支える上で毎日必要不可欠なので、これの事業をとめるわけにはいきません。なのでまず現状でどうやればとこれは確かにほかの同僚委員のほうからも指摘あったとおりに上がっています。3,000万円から4,000万円近く上がっています。これを許すか許さないかというより、まずごみ処理はとめられない。上がっている理由はこの燃料化運営施設の部分の設備更新が大分ふえているだとかさまざまな要因があります。だから上げているのがいいとか悪いとかということではなくて、まずごみ処理をとめることはできないので私はこの8時間稼働、24時間稼働、そして休止、ただ休止できる条件が今整っていない前提の中では、この8時間稼働体制を当面とるということに理解します。ただしこれも皆さんと共通しているのですけれども、一刻も早くこの燃料化運営施設の整理をつけられるためにやっぱり関係機関と今まで以上の汗をかいていただいて、一刻も早くこの二かまど状態は解決する方法をしっかりと考えてもらうということで、それで議会の意思としていいのではないですか。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） そのとおりなのです。だから私が言っている、ああやってもこうやってもどうにもならないのです。あそこをとめるのに10億何ぼいるのですでしたか。10億6,931万円か、10億693万1,000円かどちらかなのだけど、これだけの金がないわけです、やめるとすれば。だから今の中の最善の方法は登別と二足のわらじ踏むしかない。行政が考え抜いたことはここなのです。それしか方法がないというのだから。そうであるから私は町長が最後の責任を明確にして丸坊主とは言わないですが町民の皆さんにきちんと説明責任を果たして町長の報酬は今45万円でしたか。私はあの45万円の報酬を反対したのです。なぜそんなに下げなければいけないと。町長だって家族も家庭もあるのだと。しかしながら2度目の財政事情、財政状況、それからさまざまな収入不足を招いた行政責任これをとって報酬を下げたのですが、私はあの報酬45%下げた中にきちんとバイオマスも申しわけありませんでしたと、バイオマスの責任報酬も15%入っていますとか10%入っていますとか、こう言ってきちんとやるとあれで終わったのです。しかしながらその言葉がないから私は45%の町長の報酬は反対しました。反対した理由はそこなのです。下げ方が違うと。それから頭の下げ方が違うのだと。やはり1つのけじめとして、このバイオマスと後から言うのですが港湾も含めてきちんとこの報酬が責任の見返りなのだ、こう言っていればこれで終わったのです。そうすれば教育長の報酬をあんなに下げなくてもよかったです。何にも責任の教育長の報酬まで道連れにしたのです。道連れにして平然と一線に並んで、そして町長が少し多くやったのだ程度の責任のとり方ではないです、あれは。ですから私は改めてきちんとした責任の取り方、今言ったさまざまな方法をやっても立ち行かないのです。10億幾らの金がないから。ですか

ら私は改めてきちんとした説明責任を果たして、そしてこれから町民に新たな負担をかけるわけですから、先ほどから議論になっている、この責任も含めて過去の清算とこれからの、先ほどから3千数千万の数字が出ていますが、この中の町民に負担をさせる、この説明責任をきちんとやってから新たなこの事業に進むべきだと、私が言っているのはここなのです。何も無理な話でも本当の当たり前の話しかいっていないのです。

**○委員長（小西秀延君）** 松田委員、責任問題は先ほどのもので明記させていただくということになっていますので。手法についてはご意見が段々皆さん近づいてきているような気がします。ほかにあるようでしたら、どうぞ。

11番、山田和子副委員長。

**○副委員長（山田和子君）** 11番、山田です。この事業は白老町で手を挙げて行った事業で、補助金を踏み倒すような意味合いのとめ方をしてはやはりいけないと思うのです。けれども健全化プランの説明のところの太字の「事業を継続しながら補助金などの課題について国と協議を進めていきます。」という一文があるのですけれども、こここのスピード感がもっとわかるような明記の仕方をしないと、もういずれこれは廃止に向かっているのだということは皆がわかって共通しているので働いている方のモチベーション等を考えると、一刻も早くどうにかしなければいけないというか、早く結論を出してあげないと働いている方もかわいそうな感じがしますし、一刻も早くとか、早急にとかという言葉で、「国と協議」にかかるところにもっと強調したものと入れてほしいと思います。

**○委員長（小西秀延君）** スピード感がわかるようにというのは難しいと思いますが、国との協議を急ぐようにというのは十分明記できるかと。これは皆さん一致したご意見だと思いますので、その部分は明記できると思います。ほか、ございますか。

先ほど大淵委員からは補助金をとめて廃止という選択肢もあるというご意見もいただきましたが、気持ちは十分に私も補助金等を支払いしなくてもよいなら、皆さんこれは議員一致する気持ちだと思います。ただ論理的にこの計画として進めていく場合にはやはり国、道との協議をきちんと整理がついていなければプラン上には載せられないということになりますので、8時間稼働の中で特にこれはまだ精査をしていかなければ経費についてはいけないと思います。先ほどから出ているとおりの3,000万円、4,000万円の経費の上積みがあります。8時間稼働の中での経費の整理をしつつ、国、道との協議をスピード化し、なるべく町民負担の少ない8時間稼働を続けながら助金、そして起債または施設面、これらの協議の解決を目指すというような形の明記の仕方にしたいと思いますが、それについてご意見ございますでしょうか。

13番、前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 8時間稼働についてはもう議論は終わったという解釈でいいのですか。

**○委員長（小西秀延君）** いや、その他もありますのでまだその内容についてはできま

す。

○委員（前田博之君）　ただやっぱり国との交渉事ですから文章にするには微妙な表現もあるのですが、私も言っている、大淵委員も言った含みが皆さんも共通認識だと思うけど、それがどういうふうに理事者側に、あるいはこのプランの中で表現できるかという文言はやっぱりちょっと小委員会でも整理してもらったほうがいいと思います。ただ国とスピード感ではなくて、やっぱりこれは、悪いけど僕　逆になったらスピード感といっても期限も設定されなければいけないです、悪いけど。やっぱりある程度の期限を設定した中でスピード感を持って協議するとかそういう形で交渉というのはそうだと思います。いつでも到達点が見えないのではなくて、そういう部分のやっぱり意思の疎通というのか、お互いに町側のプランと議会との。そういう部分の表現というのは厳しいけどある程度通じるような表現法を使ってほしいと思います。それは私と大淵委員ばかりではなくて、ほかの委員もみんな、松田委員や及川委員も言っていますから、そういう部分はやっぱり議会としてちゃんと整理しておく。あやふやではなくて書けるかどうかは別にしてもそういう部分というのは必要だと私は思います。今委員長が踏み込んでこういう文章と言ってしまったからあえて言うのだけど。

○委員長（小西秀延君）　14番、及川保委員。

○委員（及川 保君）　14番です。相手があるということなのですが、今の前田委員、先ほど山田委員のお話もありました。私も現状でいくともう既にプログラム案が出来上がっているわけだから、とりあえずここで走ってスピード感を持って国との交渉もやったほうがいいという思いでいたのだけれども、確かにスピード感のことだけでは多分7年もかけてこの計画が終わる段階まで設備がもつかもしれないのです現実には。そういうこと考えると期限を切って、例えば1年とか期限を切ってきちんと方向性を設定していかないとかなかなか現実的なものにならないのではないかと、私はそれを危惧するのです。

もう1つは相手があるということなのだけれども、国自体が地方公共団体、地方自治体を非常に厳しい、切羽詰まった財政再生団体に陥る可能性もあるという状況の中で、本当にそういう補助金一括返還の話も出たいけれどもそういうことになるのかと。地方あつての国民あつての国なわけですから。そういうことも考えてぜひ期限を切ったほうがいいと私は思います。

○委員長（小西秀延君）　前田委員、及川委員から交渉も期限を切ってというご意見をいただいています。スピード感を持って交渉ということで先ほど、文言はまた別にしてそのようなニュアンスで明記するということでしたが、なかなか相手があることに期限を切るというのも、期限過ぎたら交渉やめるのかという話にもなりますけど、どのような解釈で。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君）　期限をある程度めやすをつけるということは、国の交渉の結果によって今皆さん言っている事後処理しなければいけないのです。その部分のやっぱり整理を

する目標を設定するためにもそういうことをちゃんと交渉事ですからある程度設定しておかないとずるずるいって途中で。何回も言っています。8時間稼働の中でもまた言いますけど、壊れてしまったときに国に泣きついては足元見られます。そうではなくても、もっと白老町として宮脇先生が言っているわけでしょう。今国にこういうような理論武装をして。データを持って行って、この機械自身が国も推薦したのがおかしいのだと。詳しい話を僕も知っているものだから、それは抜きにして。そういうデータを全部そろえて理論武装をして、そして、国と交渉にあたる。それはいつまでやると。それで国が曖昧であれば、最終的に払うという覚悟もあっていいと思います。その方法は別です。議論すればいいのです。それぐらいの覚悟を持ってちゃんとやるということが、次のスタートも切れるでしょうということも含んで私は言っているのです。ただ曖昧に返還を国に交渉しろでなくて、ちゃんとやっぱり書類をつくって説得し、そして国があやふやであれば町長みずからこれだけの理論武装をしてこれだけの状況があるのですと。だから、私たちはでは休止させていただきますとやればいいのです。それが例で言っている湯浅町の町長はやっているのですから。そういう行動力と町長の踏ん切りが僕は大事だということです。その後だめだったからまた仕切り直しになるということは行政の仕事ではないでしょうと言っているのです、私は。そこを踏まえてください。

○委員長（小西秀延君） 書き方としては難しいと思うのです。覚悟を書けと言われてもなかなか。返還の半分以上過ぎたらもう4,000万円、5,000万円かかっていくのだったらというそういう事後処理というのは僕もある程度わかるころはありますので、書き方をちょっと迷うところですが危機感を持ってきちんと当たるということには意見は一致していると思っております。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 要はあれを動かして8時間稼働して1,100万円です、2,000トンやって。1億1,000万円係るから1億円まちが出さなければいけないのです。もともとまちは1億900万円でまちの負担やるつもりだったのです。ところが2,000トンしかつからないのに1億1,000万円出すのです。こんなばかげた話、誰が見てもわかるでしょう。ですから面倒くさいからもうやめて、あそこへごみでも少し毎日持って行って、あそこからまた向こうへ運べばいいのです。稼働していて機械壊れてしまったと。国に助けてくださいと来たら言えればいいのです。しらばくれたらどうですか、何も言わないで。そのほうがいい、壊れて。そのほうがずっと利口な手法です。そうしてください。私はそう思います。そして日本製紙にはあと7、8年こうやって見ないふりしていてくれと言えだめだとは言わないと思います。4億2,000万円だから、国の補助金償還。起債償還が4億8,000万円でしょう。ですから、そういう手法はどうですか。

○委員長（小西秀延君） 貴重なご意見ありがとうございます。ただ私も委員長職務上、はい、それで明記しましょうということには、なかなか文章には書けないものですから、そ

の辺はご了承いただきたいと思いますが。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 示唆に富んだ意見の後でしゃべりにくいのですけれども。ほかの各委員からご指摘のとおり、やっぱり一刻も早くという部分の厳しさは必要かと思えます。ただ期限を区切ってという議論が今、前田委員のほうからもありました。私もそういう危機感を持ってという厳しさは十分に盛り込んでいただきたいと思えます。ただ期限を区切るとしたら例えば何年というのは非常に難しいです。補助金の残額がどうだとか、設備更新の関係がどうなっているとか、期限を何年にするかというのははっきり言って、今この中で議論を尽くすことはもう無理です。ですのでその厳しさや危機感が伝わる表現であれば私はすごくいいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 文章等はまた小委員会では煮詰めさせていただきますので、それをまた皆さんに見ていただこうと思えますが、先ほど述べた内容を前提に厳しさとスピード感を持っての交渉等のことはきちんと書かせていただきたいと思えます。こういう認識でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ありがとうございます。それでは、問題点は1、2、3と一括でやってまいりました。その他としてバイオマス事業、ほかに自由討論をお持ちの方はどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。これ以上時間かけようなんて気はさらさらありませんけど、1つはクボタの責任。これはモラルハザードの関係でクボタは0.35は100%知っていたのです。なぜかと、契約の相手だから。100%知っているのです。そういう中で町とクボタと一緒に実証実験をやって1.0平均、塩素濃度最高1.88もよく知っているのです。そういう中で0.35の契約を町と結んだのです。これでクボタが責任ないということになるのかどうかということは何も触れないで、これでああそうですかとなるものかどうか。別に長い間議論する必要はありません、それが1つ。これはモラルハザードの問題でいえば、同じことが斜里でも起こっているのです。ですから、僕はやっぱりここら辺が一つ議会では少なくとも問題提起はしたというふうにしたい。

もう1つ、先ほど松田議員が読んだ朝日新聞あります。私も持っています。その中に実際に道のコメントも出ています。この間謝ったときにこれでやったのですけど。謝罪したときに、あの報道の中に何て書いてあったか。道の荻原さんにもこれは絶対成功すると言っているのです。もう1つはこの2人が何で対応するかと言ったら、0.35は言わなかったのだけど、1.0で走ったというのはどうしてかと言ったら、2つ団体の共通したことは希釈できると。平均濃度1.0の塩素を0.3、0.3というのは日本製紙に入れる分、そこまで下げられるということを書いているのです。私は何を言いたいかと、それで道は関係ないとなるのかという

ことは僕は非常に疑問なのです。そこに責任を問うということはもちろん町の立場ではできないと思います、僕は。ただどこで何も議論しないでそこは不問に伏すなんていうことであるならば、やっぱり議会って何なのだとならないのかと僕は思っているのです。ですから、このクボタのモラルハザードの問題と、道の職員のことについて私が勝手に言ったから議事録には残りますから、あと何も意見なかったらそれで結構ですけど、僕はやっぱりこういうことが議会で議論されていないと、日本製紙に何で0.3で入れて、何で契約が0.35で、どうして実証実験が1.0だと、ここは僕はとても大切な部分だと思っていますから、そこで仕方がないだろうという意見であればそれで構いませんけど、問題提起だけ私はこれだけはしておきたいというふうに思っておりました。

**○委員長（小西秀延君）** 　ただいま大渕委員からクボタの責任、0.35は会社としては知っていたらと。行政からは追求はできないのではないかという弁護士からの意見も添えられてきておりましたが問題提起もされていますので。

もう1点。当時、荻原参事でしたか、道からの職員さんが希釈でできると判断していると。なかなか公式的な場で道の責任等とは言いづらいところもあるけど、そういうところは議会としてはどうなのかというご意見をいただきました。

議論をお持ちの方はあればどうぞ。

13番、前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 　私も言うとおりで。経過はいろいろ、私、一般質問しているから詳しい話はしませんけど。例の町が市町村会の弁護士と概略を相談したら、クボタに違法性はないとこう言いましたけど、私はあのときはっきり言っていますけど、クボタに責任あると思います。あれだけの判断であれだけの見解を出す自体が間違っています。そして、0.35です。けど町は我々に白老町のごみの塩素濃度は実証実験しながら出さないでおいで、文献で0.45に示しているのです。これは当然クボタはどんなことしても0.1なんて黙っていても下がるのです。多分そういう意味でクボタは受けたのです。けど0.1になってしまったということになっているのです。それはクボタが一番責任あると思います。町にも責任あるかもしれない。なぜかと言ったら19年12月その後か時の町長に実証実験をしながらスタート時点でこういう問題が起きたのはなぜかと言ったら、彼は不確実性はあるけど私がゴーサイン出したと言って、もうそのときにそれを認めているのです。そして私も0.35のとき0.45については、クボタが国のそういう研究所に出したデータ資料で追求したときに彼らは認めたわけです。ごみが1.0だとか。そのときに本来は0.35が出ていれば問題なかったことを隠してきたわけです。僕はクボタに大きな責任あると思います。これは町民だって10人集まったら8人まで言います、なぜクボタに損害賠償出さないのかと。これは町が自分でみずから責任をかぶってしまったのです。僕はそれはやっぱり行政の瑕疵を自分でかぶってしまったのです。これはやっぱり法律的な解釈ありますけど、製造責任というのか、そういう部分は訴えなければだめなのです。私は大渕委員言うとおりでと思います。私も一般質

間で言っていますから。だけれどもみんなそれを全て、松田委員ではないですけど、全てクボタにも責任取らせない、自分も責任取らない、結果的に町民に負担をかけて終わり。そういうことはたとえ先進的な技術の問題といっても、そのときこそ本当に行政のとあるけれども、それでは困るのです。そのためにも、もし2年の実証実験だめだったら、もう1年延ばしてもよかったはずなのです。そういう部分ももっともってと原点を整理すると今みたいな話になってきます。私もクボタには責任はあると思います。町は逆に損害賠償請求すべきなのです。ということは不良生成物すら整理できていないのです。それを見逃しておく自体がおかしいです。

そして、先ほど広地委員が話しましたが、ごみの処理だけはできるのです。登別より安く今のバイオマス燃料化施設では、あれは出口に出てきて粉末になって塩素高いから、あの処理さえできればごみ処理安くできるのです。安いのです登別に持っていくより。それが不良生成物の塩素濃度が下がらないからそういう結果で登別に持っていくことになっているのです。そういうことをやっぱりちゃんと判断すべきです。

8時間稼働の部分の(3)についてちょっと議論したかったのだけど、それは素通りしてしまってよかったのですか。

**○委員長(小西秀延君)** 8時間稼働のところ、または詳しいのがあるときはまだその他続きますのでそこでご意見をもう1回改めて賜りたいと思います。まず、ここだけを。

5番、松田謙吾委員。

**○委員(松田謙吾君)** 今、大淵委員と前田委員言ったとおりクボタにも責任が私は大方あると思っておりました。前町長も大方あると言っていました。私はクボタに大方責任あるのだったら、飴谷町長に矢でも鉄砲でも持って行ってなぜ乗り込まないのだと。ついて乗り込まないで終わってしまったのです。飴谷町長もう引退しましたから。ですから、このクボタの責任が大きいのです。なぜ大きいというこの裏づけはクボタは5億円か6億円直しているのです施設の改善に。推測では5億円か6億円です。私は前の所長に聞いたときは4億5,000万円から5億円係ると言いました。

それからこの4年間になるのか全て施設の改修修理はまちで一銭も払っていないのです。全てクボタが持っています。それは暗黙のうちのクボタの責任があるからクボタが了承しているのです。大人だったらこう考えるのです。ですから私はクボタの責任は十分あると思っているのだけれども、しかしながら町側の見解ではクボタの責任はないのだとこう言って突っぱねてそれで終わりなのです。しかしながらこの裏づけはクボタは5億円か6億円、7億円ぐらいかもしれませんが、これだけ払って4年間の修理代全部クボタが持っているのです。これはクボタは悪いと言われたい裏づけだとはっきり言えると思うのです。以上です。

**○委員長(小西秀延君)** 大分脂っこい議論になってきていますが、委員会として本プランの精査をするという役目を受けているのが本特別委員会だと思っております。民間企業の責任の追及の目的ではありませんので、この部分のご意見として受け賜りたいと思

います。ただこの場で追及して町に訴訟を提起しろというような形等にはならないと思いますので、また皆さんとは別の機会でも一般質問等でも機会がございますので、改めて疑問をお持ちの方はまた議論を違う場でお願いできればと思います。

ほかにバイオの件でございますでしょうか。その他でやっていますのでバイオマスでどうぞ。

13番、前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 3の試算です、8時間稼働の体制についてです。私は何回も言っているようにこれだけの金額を持ち出すのはおかしいと。これを無くするためのゼロ以下にするための改善をすべきだと私は思います。ということは何も2,000トンにこだわることはないと思います。そして内容を見たら結構副資材の購入費が高いのです。そうすると町内から集まる雑がみとかペットボトルいろいろなもので間に合う分で固形燃料つくればもっともつと生産量だって下がるし、稼働率も下がると思います。そういう工夫をもっと考えるべき。

もう1つは大淵委員も前回の職場にいた経験から言っていました。24時間を8時間にしてしまうと機械上非常に大きなロスが出るのです。これは私も2、3人に聞きました、こういう人方に。そうすると具体的に冬にとめてしまって、仮に設定20度でやるのに1回とめてしまってゼロから20度まで一気に上げてしまうと機械に負荷がかかって必ずパンクすると。それが皆さん先ほどから言っているように予期せぬ維持費とか故障費に何千万円とかかかってくるのです。それを考えたら不可能かどうかは別ですけども最低の保守できる形で維持しておいて、私が今言ったように最低限の形の生産をしていれば、こんなにかからないと思うのです1億円も。そういう工夫をすべきだと私は思うのですけれども、やっぱりそれぐらい議会も踏み込んで、具体的なことは別にしてやっぱりこれの改善とか、これは町長も言っているのですから、これ以上の負担は上乘せない運転規模縮小案を考えるべきだということをいうべきだと思います。そうでないと認めたことになってしまいますから。これは非常に言葉悪いけど、こんなものだったら誰でもつくれます。職員は一所懸命努力していますけれども。これはやっぱりビツと指示するのが理事者の責任なのです。それが無いということに非常に私は残念だし、これだけは一個人でも議員としてもこの表の数字を一般財源持ち出すということは絶対許されません。これは2億3,000万円です。25年で3億5,000万円です。それに2億3,000万円だったら6億円になるのです、一般財源の持ち出し。許されますか、これ以上。今財政厳しいのにこの部分をもっと落として、この額をもっと別なまちづくりにお金かけるべきです。そういう予期せぬ事故がどっと起きるはずで、こんなに機械に負荷かけたら、そういう部分も考慮されているのかどうかということでもあります。その辺をやっぱり技術的な別にしても、私はもっとこの試算を見直すべきだということをぜひ訴えてほしいと思います。そうでないとこのままいったときに議会何していると言われる、これ。そういうことですので本当に皆さんと議論したら先ほど松田委員もおっしゃったように、1万1,000トンつくるときに1億900万円やるというのが、この額になる自体がどう考えてもおかしいの

です。何を考えているのかと思います。これを疑問視もしないでこのまま、はいなんて言ったら、我々議会が恥ずかしいです。

○委員長（小西秀延君） 8時間稼働の経費についてのご意見でございました。先ほどのまとめでも私からも、まだまだ8時間での精査をしていくべきだと、訴えなければならないということでご意見を申し述べさせていただきました。また、町からもこの試算にとどまることなく改善をしていくということもいただいておりますが、強調していくべきかと思っております。

ほかにご意見をあります方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、意見はなしと認めます。

それでは、以上をもちまして第3章バイオマス燃料化事業に対する自由討論を終了いたします。

それでは、本日の委員会の調査はこの程度にとどめたいと思います。

ここでお諮りをいたします。通常の前定でいきますと特別委員会の自由討論、昨日と今日の2日で終了するという予定になっておりました。しかしながら、現在第3章のバイオマスまでしか終わっておりません。予備日をとっております。12月20日10時からの特別委員会の再開としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、12月20日午前10時から本特別委員会を再開したいと思います。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） これをもって本日の特別委員会は閉会いたします。

（閉会 午後4時35分）